

# 『出雲国風土記』 島根郡の長見川と大鳥川

——風土記時代の二水の流路・二水に関する『風土記』と『抄』の地理的誤認・  
二水をめぐる『風土記』編纂過程の一推測——

附説 枕木山・華藏寺の成立と長見川の水源地

## 服部

あさけ

### 目次

はじめに

一 諸本の異同と本文校訂

二 長見川の比定とその流路、および長見川水源に関する『抄』の地理的誤認

三 風土記時代の長見川の流路ならびに大鳥川・長見川合流地点の「復元」——その一

四 同——その二

五 大鳥川の流路に関するその他の可能性

六 大鳥川の消滅原因についての考察

七 「二水合」流後の長見川の流路

八 大鳥川の本流と水源に関する『風土記』と『抄』の地理的誤認

九 『風土記』の長見川・大鳥川採録に関する疑点

十 長見川・大鳥川の採録理由と『風土記』編纂過程に関する一推測

附説 枕木山・華藏寺の成立と長見川の水源地

### はじめに

『出雲国風土記』（以下『風土記』）島根郡の長見川と「大鳥」川

は、前者が現在の長海川（地図②の河口メより中流のミ、さらに上流の三つの水源まで）に当たり、後者が現在の椎木川（地図④の河口ニより上流と、トから上流の二つの流れ）に当たるとは既説の通りと思うが、現在では『風土記』の記載とは異なり、二水は合流せず別々に中海に注いでいる。

しかし、『出雲風土記抄』（以下『抄』）は、二水は合流している、と記しているから、江戸時代前期にはまだ『風土記』の如き流路であったことが知られる。しかし、かつての大鳥川が実際にどこを流れ、二つの川がどこで合流していたか、現在の研究段階では明らかになっていない。

そこで、昭和59年7月に松江市長海町を实地調査したところ、かつて、条里制が残っていた広い水田地帯の中心部を、北から南に向かって流れる「椎木川旧河道」と伝える灌漑用水路を知った。以下の研究の結果、この椎木川旧河道（地図①K↓G↓E↓A）および地図④ナからトまでと、さらにトから上流の二つの流れ全体が「大鳥川」であると判明した。現在島根県下の各地では大規模な圃場整備が進行中であり、従来の河道までも付け替えてしまうような大工事が行われる地

区(例えば、八東郡鹿島町講武)もあって、風土記時代の地理や景観を復元することも困難になりつつある。このような情勢の中で、ささやかな事例とは言え、風土記時代の川の痕跡を発見し、風土記時代を髣髴とさせる景観を記録に留めることができたことは幸いであった。

また、大鳥川の源に当たる「墓野山」は、従来現在の忠山(八東郡美保関町。地図②E)に当てているけれども、実地調査の結果大鳥川の水源は忠山にはないことが判った。しかし、本論文の考察の結果でも『風土記』の墓野山は今の忠山とみなされるから、結局、『風土記』の地理的誤認ということになる。

さらに、『風土記』が「南流」するとする大鳥川の本流の源は、北方の地図②H高平<sup>タカヒラ</sup>方面ではなく、地図②Iの延谷山<sup>ノブタニヤマ</sup>(灰色の範囲)にあることが判った。従って、『風土記』の記載者は大鳥川の水源地ばかりでなく、本流に関しても正確な知識を持っていなかったものと考えられる。

同じ誤認は、出雲国人によって著された『抄』にも見え、大鳥川の水源地を忠山としている。そればかりでなく『抄』は長見川の水源を「長見中」と誤っている(長海川の水源地は旧長海村になく、旧別所村<sup>ワキベ</sup>へ現枕木町<sup>マクキ</sup>にある)。また、大鳥川と長見川の旧合流点は長見神社<sup>ナガミノカミ</sup>(『抄』の杵田社<sup>キタ</sup>。地図①F)の南南東約350m(地図①K)であるにもかかわらず、『抄』は「杵田ノ社前」と、「直前」とも受け取れるような、必ずしも正確とは言えぬ表現をしている。

この、『抄』の誤りならびに不正確な記載の原因は、岸崎が現地を訪れた際の(古い?)記憶や地元住民からの不正確な伝聞などによって研究していることのほかに、地図による机上の研究を行なっていることにもあるのではないかと考えられる。『抄』は実地調査による最初の注釈書として尊重されて来ているけれども、僅か二つの川の事例ではあるが、右の如き相当な不正確さがあることからすると、利用に当っては十分に批判的でなければならぬと思う。

また、手染郷には長見川よりも大きな現在の本庄川<sup>ホンシヨウ</sup>が流れているに

もかわならず、『風土記』はこれを落して、長見川を採録している。さらには、島根郡の他の川に比べてはるかに小さな大鳥川までも採録している。そして、「二水が合流して東に流れ中海に入る」の如く、平野部においては細かな記載をする一方で、山中においては述べた如く大鳥川の水源地と本流について誤っている。

これらの原因を、私は郷段階における原資料作成時の誤りと、郡家における編集者達の地理的不案内による見落とし、と目下のところは推測している。即ち、島根郡家における編纂作業以前に、郷段階での調査・資料作成が行なわれ、その際手染郷(「郷庁」は現在の長海町にあつたものと思う)の郷長(または書記役?もしくは両方を兼ねていたか)が、自分の住む土地を流れる二水の印象に引かれてこれを採録し、次に郡段階での編纂に際して、編者達の地理的不案内から原資料をそのまま記録してしまったのではなからうか。また、右の如く地元の大鳥川についてさえ地理的誤認が見られるのは、郷段階の資料作成者が現実の農業生活から遊離した、知識人的性格の人物であったことを暗示するものではないか。

本研究に当っては、島根大学、島根県教育委員会、松江市教育委員会・道路管理課・税務課その他諸部局、松江市本庄公民館ほか、地元の沢山の方々からのご支援を賜った。記して厚く謝意を表する。

① 昭和59年4月から平成1年9月にかけて行なった、35回の実地調査(松江市長海町・手角町<sup>テカク</sup>・枕木町および八東郡美保関町大字千酌<sup>チシヨク</sup>・大字北浦<sup>キタウラ</sup>)。

② ①の段階での次の諸氏からの聞き書き。即ち、能海光夫(長海町在住。大正8年生)・近藤実(枕木町在住。大正8年生)・石橋景弘(手角町在住。昭和3年生)の3氏。および本論文を平成1年8月5日松江市法吉公民館で発表した際にお近づきを得た野津朝徳氏(手角町在住。大正9年生)。

③ 平成1年1月から同年11月にかけての論文執筆に際して、②の

4氏から得た新たな聞き書き。

④ ③の段階で②の4氏を通じて得た地元諸氏からの聞き書き。従って、本論文に記したことは、昭和59年4月から平成1年11月現在のこととしてお受け取り頂きたい。また、本論文を理解するには相(6)当な土地勘を必要とするため、事前に巻末の地図と写真を十分にご覧頂きたい。

注(1) 第一章の校訂において述べるように、現在の諸本による限りでは「大鳥川」と本文決定せざるをえない。しかし、それでもなお別の文字である可能性が全くないと断定することには躊躇を覚えるので、「」を附した。以下、煩雑な印象を与えるため、「」を附さないけれども、これを附すつもりで書く。

(2) 以下、現地の発音に近い表記をする時には片仮名のルビを振る。

(3) 島根大学附属図書館蔵、桑原文庫本『出雲風土記抄』。本書の閲覧に(4) 関して同図書館よりご高配を賜ったことを、記して感謝申し上げます。

(4) 3氏とも松江市本庄公民館のご紹介による。江角昇前館長・安達惇現館長に厚く御礼申し上げます。

(5) 松江市長海町在住：津森正利(大正5年生)・津森元(大正7年生)・上田春夫(大正10年生)・能海武英(昭和7年生)・松江市手角町在住：田

部英夫(明治44年生)・寺本常徳(大正4年生)・三隅清江(大正7年生)・田部光男(昭和5年生)・白賀恒徳(昭和8年生)・宮本一(昭和9年生)・林子城(昭和18年生)・手角町象田寺住職) 松江市枕木町在住：中村

満平(大正10年生)・月坂高(昭和5年生)・安達弘美(昭和11年生)(敬称略)

(6) 東京大学理学部地質学科大学院修了の山田静雄氏に本論文の校閲を仰いだところ、地図だけでは十分な土地勘は得られないため、最終的には現地を見る必要がある、とのことであった。

## 一 諸本の異同と本文校訂

書写年月日のある最古の写本である細川家本(慶長2年)には、長見川源出郡家東北九里一百八十歩大倉山東流丈鳥川源出郡家東北(1)一十二里一百一十歩墓野山南流二水合東流入々海とある。

加藤義成氏の校本によると、の「一百」は『抄』のみに欠けてい

るだけで、他の諸本にはあるから、『参究』(改訂増補新版、改訂三版(3)〈修訂版〉とも)・日本古典文学大系本の通り、「一百」は本来あったものと判断する。

×の「合」は万葉緯本のみ欠けているが、文脈上あってしかるべきである。

○の「丈」は、『抄』が「犬」、古田氏本が「文」、林崎文庫本・万葉緯本・解本・訂正本が「大」とする。そして、△の「鳥」を林崎文庫本が「鳥」とする。この箇所を『参究』・古典大系本は「大鳥」と校訂している。確かに「丈鳥」はありそうにない語である。しかし、「大鳥」・「犬鳥」・「大鳥」なども考慮外におくべきではない。特に「大鳥川」の如きは大いにありうる(『万葉集』に「大鳥」・「大鳥」共に見える)と思われるため、細川家本の関係文字を通覧してみた。

まず、「丈」と「丈」について調べると、「丈」が24例に対し「丈」は54例と不統一が見られる。加藤氏『校本』によれば、細川家本が「丈」とするところを、倉野本・徳川家本・林崎文庫本・抄本・万葉緯本・解本・訂正本では多く「丈」とする。特に倉野本・徳川家本・林崎文庫本・抄本ではほとんど総て「丈」としているから、これら4本は細川家本と異なり「丈」に統一しようとする態度である。

細川家本においては、「丈」は321行目から始まって980行目で終り、「丈」は261行目から始まって989行目で終っているから、細川家本の内部で「丈」と「丈」の書き分けの区分があるとは考えられない。821行目と981行目においては同一行内で「丈」と「丈」を一例ずつ使用している。言うまでもなく、「大」と「丈」は混同しやすい文字である。細川家本の887行目では「大」を「丈」に誤っている。大↓丈↓丈の誤写の可能性は高いと思われる。

次に、細川家本の「鳥」・「鳥」・「嶋」の用例を調べると、鳥11例、鳥2例、嶋11例である。細川家本の「嶋」の箇所を、林崎文庫本・万葉緯本・解本がほとんど総て「鳥」としている。これら諸本は細川家本と反対に「鳥」に統一しようとする態度である。

そして、細川家本は、「鳥」を「鳥」（嶋は嶋）と総て書き、用例は2例と少ないが、「鳥」は「鳥」と「山」をはっきり書いて、「鳥」と「鳥」との混同は見られない（以上、加藤氏『校本』による）。

従って、右の如く細川家本では鳥よりも嶋が圧倒的に多く、鳥と島の混同がないという傾向から判断する限りでは、細川家本においては本来「大鳥川」とあった可能性は高い。

『風土記』の地名研究に現存の小字名を直ちに資料とすることには危険が伴うことは言うまでもないけれども、「大鳥」川の存在した現在の松江市長海町と手角町に「大鳥」・「大鳥」・「犬鳥」・「犬鳥」、もしくはその転と思われる小字名は存在しないので、傍証もない。従って、『参究』や古典大系本の「大鳥」を否定するだけの資料は目下のところないことになる。しかし、『出雲国風土記』の写本とても慶長2年以前に溯るものはない訳であるから、たとえば「大鳥川」の如き可能性は完全でない、とまでは断定できないと思うけれども、現存写本の傾向と細川家本内部の傾向とによって、目下のところは「大鳥川」と校訂する既説に従う。

注(1) 秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』39頁、40頁、勉誠社、昭和59年、東京。

(2) 加藤義成編『校本出雲国風土記』81頁、82頁、出雲国風土記研究会、昭和43年、松江。

(3) 加藤義成『出雲国風土記参究』（改訂増補新版）495頁、原書房、昭和37年、東京。

(4) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』（改訂三版）495頁、今井書店、昭和56年、松江。

(5) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』132頁、岩波書店、昭和33年、東京。

(6) 注(2) 加藤氏『校本』に記した行数による。

(7) 遠藤二郎編・発行『中海周域小字名彙』78頁、79頁、昭和57年、米子。および、長海町の能海光夫氏、手角町の石橋景弘氏による。

## 二 長見川の比定とその流路、および長見川水源に関する『抄』の地理的誤認

『風土記』の長見川を、既説は松江市の「長海川」に比定している。長海川は地図(2)M枕木山(標高597.8m)に発し、松江市枕木町↓長海町↓手角町を流れて、地図(2)メで中海に注ぐ、流長約2kmの1級河川である。長見川に該当するのはこの長海川以外にないから、既説の通りである。但し、現在の「長海川」の名称は『風土記』の名称がそのまま現在に続いているものではない。枕木町在住の近藤実氏(大正8年生)によれば、長海川の名称はこの川が国の管理となった(2)際に与えられたもので、以前は枕木町(旧大字別所・旧別所村。以下本論文では旧村名を用いることもある)では、「石田川」と呼び、現在でもそのように呼んでいる。

明治14年編『島根郡村誌』(以下『郡村誌』)には「長海(見)川」の名はなく、代わりに長海村と手角村の項の中でこれを「枕木川」と記し、別所村の項ではこれを「石田川」と記している。

枕木川の名は、言うまでもなくこの川が枕木山に発することによるもので、石田川の名は、この川の中流の枕木町字石田(地図(2)ミの南の灰色の範囲)によっている。地図(2)ミにある小堂を現在でも「石田薬師」と呼んでいる。枕木町内の長海川の水源と流路について『郡村誌』は、

石田川(中略：服部)村(別所村即ち現枕木町：服部)ノ北方字滝ヶ谷ヨリ起リ三派ノ溪水ヲ合シ南流シテ長海村ニ入ルとする。枕木町内の長海川水源とその流路を地図(2)に示す。枕木山上のノ・ハ・ヘが三つの水源地である。水源地ノ附近を枕木町では「生(6)死川」と呼んでいる。ハの水源地は「竜翔山華藏寺」境内にある。ヘの水源地は、本堂に向かう参道の終点附近の「杉の井の霊泉」で、泉の傍らには薬師堂がある。ヘからの水が流れる木の谷を薬師ガ谷(通

称地名)と呼ぶのは、この薬師堂が起原となっている。木から数100m下流のマ附近では、この流れを「一の谷川」と呼んでいる。これは、マの谷を「一の谷」と称する(小字「一の谷」がある)からである。

三つの水源のうち水量はノが最も多く、ハ・への順に続く。そこで、地元の人々は長海川の本流を、ノから発する流れであると認識している。そして、ノとハの流れが合流するフには、高さ4mほどの滝が、地図⑫に見える道路(旧枕木山有料道路)の工事で破壊される(昭和40年代前半。土砂で埋まった)まで存在した。フ一帯の灰色に塗りつぶした範囲の地名を字滝ガ谷と呼ぶのは、この滝が地名起原である。

以上から、右の『郡村誌』の「三派の溪水」とは、右のノ・ハ・ヘを水源とする流れに当たり、ノとハの流れが合流するフから水量も豊かになるため、『郡村誌』は長海川の水源地を「字滝ヶ谷ヨリ起り」としたのである。

次に、長海川の水源地の所属する村について『抄』に地理的誤認が見られるので、以下に述べたい。即ち、『抄』は

水源從今枕木山観音堂ノ東方長見中大倉山一出テ(傍点は服部)としてゐる。この「枕木山観音堂」とは、近藤実氏によれば、華藏寺本堂の東の山中にある三十三番観音巡拝路の中の観音堂(地図⑫ヒ)のことである。『八束郡誌』には、

溪間に滝の観音の小屋がある。岩壁より瀉下する滴水があつて岩壁の斜面を流れる水溪がある。(傍点は服部)

とある。従って、『抄』も『郡村誌』と同様に長海川の水源を字滝ガ谷の合流点フ附近に考えている。私は、『風土記』の大倉山を現在の華藏寺のある最高峰の枕木山(地図⑫M)に限定せずに、さらに東に続く大きな山塊(L→J→I→)。即ち。写真(5)A→(D)と考えた。

この考えは、『抄』が大倉山を「観音堂ノ東方」・「大倉山」……今ノ枕木山観音堂ノ東ノ山ノ名」とするのと似通う面もあるので興味深い。

ともかく、『抄』は地図⑫L附近の山を「大倉山」と考えているようである。しかし、長海川の水源は述べた如く総て旧別所村にあるの

だから、「長見中大倉山」とするのは不審である。

即ち、現在の枕木町と長海町の境界線は、地図⑫Lの山よりも東方の、J地点から南に走る点線と、Oから南に走る……線である。だから、『抄』が長海川の水源地のある山と見なすL附近の山は旧長海村には属さない。この境界線は、文政4年(1821)の「出雲国十郡絵図」の両村の村境の線と良く似ている。そして後に述べる華藏寺と長海村との「相論」の結果、文政4年以前の元禄9年(1696)にJ・Oの境界(現在の町境に等しい)が再確認されていることからすれば、文政4年地図の村境の線は現在の町境と同じとみなされる。従って、『抄』の成立した天和3年(1683)に、『抄』が長海川の水源地と見なしている山が長海村に属していた可能性はないと思う。

この村境について、以下にさらに詳述する。長海町在任の能海光夫氏(大正8年生)によれば、地図⑫Jから東方の灰色の範囲の山林を長海町では通称「お立ち山」(別名「延谷山」△字延谷がこの中にあって起つた)、枕木山の華藏寺と長海村との間の相論に起原するらしい。この相論は、元禄9年、地図⑫Kにある2箇の大岩(「二つ岩」と呼ぶ)に挟まれた山道(長海町のP地点より登って来る点線)をもって華藏寺の山(「枕木山」と長海村との境(J・O間)となす、という結果となった。

これは能海光夫氏の伝承であるが、幸いこの山論の文書(原文書は華藏寺蔵)が現存するので、相論が歴史的事実であったことが裏づけられた(本章注⑫にこの文書を翻字して収める)。

元禄年間に華藏寺の山(「枕木山」と長海村の山の境界線に関し一時不明確な認識が寺側にあった(つまり、寺は境界がJ・O間の点線よりも東にあると主張している。原文書参照)にせよ、相論の決着する僅か13年前の天和3年(『抄』成立)に、境が文政4年地図の線(J・O)よりも遙か西方、即ち華藏寺領内の地図⑫Lの山よりも西側にある、ここまで長海村領が及んでいたとは考えられない。

華藏寺の開基は寺伝によれば、天長2年(825)である<sup>(13)</sup>。真偽はともかく、少くとも平安時代末までには成立したものと思われる(別所村も「別所」という名からして)<sup>(14)</sup>。華藏寺と関連を持ちつつ寺の成立後にできた村であろう。従って、華藏寺の成立後(あるいは、成立と共に?)相当の範囲(大正15年の『八東郡誌』には「総面積七十町歩にあまり、境内二町歩」とある)が寺領となったのであろう。寛永10年(1633)の文書「寛永十年八月 枕木山華藏寺禁制」には、「右當寺山林之竹木、任古来之例、伐採之事、堅令停止<sup>(15)</sup>訖<sup>(16)</sup>(後略…:服部)」とある。

以上から、『抄』が長海川の水源とする「枕木山観音堂ノ東ノ山」が当時長海村領であったとは考えられないので、『抄』の「長見中」は地理的誤認と解せざるを得ない。なお、大倉山という地名は長海町、枕木町に小字名としても通称地名としても現在伝わっていない<sup>(19)</sup>。

注(1) 『角川日本地名大辞典32島根県』436、角川書店、昭和54年、東京。

(2) 近藤実氏によれば、枕木山の頂上に登る有料道路(建設は近藤実氏夫人の記憶では昭和40年代前半)が出来たのを機会に国の管理となった、という。この点についての公的な資料の裏付けがほしく、島根県教育委員会文化課の松本岩雄氏にお尋ねしたところ、県土木部河川課では「20年以上も前のことであるので書類等もなく判らない。」とのことであった。松本氏のご調査に感謝申し上げる。

(3) 昭和30年松江市と合併するに際し附けられた新たな町名。それ以前は八東郡本庄村大字別所。江戸時代から明治22年までは別所村(本章注(1)書582)。

(4) 島根県編『島根郡村誌』、明治14年、松江。島根県立図書館蔵、和本。本書の閲覧について、同図書館よりご高配を賜ったことを記して感謝申し上げます。

(5) 現在地元で「枕木川」と呼んでいる川は、枕木町に発し邑生町を流れて中海に注ぐ川のこと、『郡村誌』の「枕木川」とは別の川である。

(6) 枕木町在任の近藤実氏は、私宛書翰に初め「小路川」と表記され、後の書翰で「生死川」と訂正された。寺にちなんで「生死」の文字を宛てたものだろうか。小学館『日本国語大辞典』の「しょうず」【名】「閉」水のわき出る所。泉。富山県御石川、石川県福井県大野郡466三重県名張603熊本県南関

947(同辞典には見えないが三重県亀山市にもこの方言はある。…:服部)と関連する地名であろうか。なお、『島根県方言辞典』には用例が見えない。(7) 「板橋を渡つて進むと、岩石の隙間から滾々として湧出する清泉がある。即ち天皇の御病氣を癒したと伝説する杉の井の霊泉である。」(奥原福市編『八東郡誌』886、名著出版、昭和48年/大正15年の複製版、東京)。(8) 本章注(7)書891。(9) 『山陰史談』21号の拙稿『出雲国風土記』島根郡家の比定』からそのまま引用する(マルガッコ内の地図・写真は原論文のものを指しており、マルガッコ内の八Vの中の地図(2)と記号はこの引用に際し附した本論文、地図(2)の記号である。本論文の地図と対照する時は八V内の記号によって頂きたい)。

いくつかの案をとっても風土記の数値に合わないことから、私は風土記大倉山の登山口はさらに東の長海町内にあったのではなかったか、という考えを抱くようになった。枕木山は江戸時代頂上部の華藏寺(地図(1)O/A地図(2)M/V)が栄え、多くの人々が敗戦前まで参詣した。今では南の山塊にテレビ塔(地図(1)R)が立ち、あたりでは目立つ山となった。また、山上には展望台が作られ、山裾からの観光道路と結ばれている。かくして今の枕木山は江戸時代以降この周辺の山々の中では最も有名な山となった。そして、枕木山の西南方六、七キロメートルには松江市の市街地があり、人口の集中する松江市街からはRのテレビ塔のある山塊が主に見える。(写真(2b)従って、南西地方の人々には当山のOとともRを中心とした山塊が印象的となっている。しかし、枕木山の南方本庄町の国道上(地図(1)S)まで来ると、頂上のあるOの山塊とその東に海抜三五〇メートル前後の尾根の続く山塊が見えてくる。東の山塊の最も高い所は地図(1)Tで示した「大岩谷の尾根」(三五七メートル/A地図(2)I/V。原論文ではここを「大岩谷の尾根」と記したが、「大高丸」が正しい)である。国道を松江市の市街より地図(1)S地点まで来ると、Oの山塊と東の尾根が見え、南のRの山塊よりも量感がはるかに越えて見える。長海町に入るとO(とT)がほとんど主体となる。こうして、大倉山の登山口は、今の如く西南方に限定されず、長海町内にあったのではないかと考えに至った。(服部且『出雲国風土記』島根郡家の比定——千酌駅家の比定と通道の「復元」を通して——『山陰史談』21号、山陰史談会、昭和60年5月、平田)。(10) 島根県立図書館蔵、文政4年「出雲国十郡絵図」。本地図は昭和59年4月より始めた『風土記』の实地調査の最も基本的な資料として活用させて頂いている。同図書館に記して謝意を表す。(11) 平成1年3月28日、能海光夫氏のご案内で近藤実氏と共にこの岩を確認したところを以下に記す。

村境をなす山道を挟み東に二つ、西に一つの大きな岩がある。東の二つは南北に並んでいる。南の岩は高さ2.3m・東西1.6m・南北2.2mほど、北の岩は高さ1.0m・東西2.0m・南北1.8mほどであった。山道の西側の岩は、東側の二つとは異なり、単独の岩ではなく、岩盤の露頭と見られるものであって、高さ1.3m・東西1.8m・南北は岩の上に木が生えており不明であるが2.0mほどであった(近藤実氏の体測による)。少なくとも現在見る限りでは村境にある大岩は三つである。「二つ岩」という呼称は東側の二箇に起因するものと思われる。

また拙稿『山陰史談』21号論文15べ下段において、「この大岩は未見であるが、あるいは、この目立った『大きな岩』即ち古代語のオホクラが、『大倉山』の地名発生の原点になっていたのではないかと、と想像を逞しうしたくなる。」と記したが、実際に見た印象では、この大岩が一つの巨大な山塊の名称になるほどは強烈な印象はないように感じられる。この程度の岩ならば、枕木山の山中には他にもあるのではないかと思う。従って、これは文字通りの「想像」であったかも知れない。

(12) ここに収めた華藏寺蔵の山論文書は、能海光夫氏が華藏寺住職より借り受けコピーされたものから翻字した。翻字については、島根県立図書館郷土資料係北村久美子司書と中央大学文学部教授菅井時枝氏のご教示にあずかったことを記して感謝申し上げる。本文書は新旧『島根県史』・『八東郡誌』・『松江市誌』に収録されていない。複写を県立図書館に納めた。

枕木山ト長海村ト山境數年  
及相論花藏寺住職息隠カ  
山見分就願御家老中互相  
窺候處論場改落着仕候様ニ与  
被仰渡候奈山田源次郎登山  
雙方遂吟味口上承候上枕木山  
東西南北八ヶ村庄屋年寄者不  
申及下郡組頭古役人并古老之  
者共迄召連山場所令見分境申  
傳之式ツ岩枕木山ニ別条無之間  
長海村惣百姓書物且又繪圖八ヶ  
村之證文手前ニ取置候式ツ岩境ニ  
相立東者長海村御立山邊境ニ相究  
此等之趣御家老中へ伺候得者御聞届  
被成ニ付書付仍如件

元禄九年子六月  
山田 源次郎 花押  
大田伴右衛門 花押  
榊平兵衛 花押  
寺

右の文書によると「お立ち山」の名称は能海光夫氏の伝えと異なり元禄9年以前にあったように受け取れる。また、「二つ岩」(村境の山道の東方長海側の二箇を指すものと考えられる。本章注(11)参照)境(能海氏の指摘せられる山道にあたるか)に村境が定まったのは元禄9年が初めてではなく、それ以前に溯ることが判る。恐らく華藏寺の創建と共に(7)。(8)。(9)。(10)。(11)。(12)。(13)。(14)。(15)。(16)。(17)。(18)。(19)。(20)。(21)。(22)。(23)。(24)。(25)。(26)。(27)。(28)。(29)。(30)。(31)。(32)。(33)。(34)。(35)。(36)。(37)。(38)。(39)。(40)。(41)。(42)。(43)。(44)。(45)。(46)。(47)。(48)。(49)。(50)。(51)。(52)。(53)。(54)。(55)。(56)。(57)。(58)。(59)。(60)。(61)。(62)。(63)。(64)。(65)。(66)。(67)。(68)。(69)。(70)。(71)。(72)。(73)。(74)。(75)。(76)。(77)。(78)。(79)。(80)。(81)。(82)。(83)。(84)。(85)。(86)。(87)。(88)。(89)。(90)。(91)。(92)。(93)。(94)。(95)。(96)。(97)。(98)。(99)。(100)。(101)。(102)。(103)。(104)。(105)。(106)。(107)。(108)。(109)。(110)。(111)。(112)。(113)。(114)。(115)。(116)。(117)。(118)。(119)。(120)。(121)。(122)。(123)。(124)。(125)。(126)。(127)。(128)。(129)。(130)。(131)。(132)。(133)。(134)。(135)。(136)。(137)。(138)。(139)。(140)。(141)。(142)。(143)。(144)。(145)。(146)。(147)。(148)。(149)。(150)。(151)。(152)。(153)。(154)。(155)。(156)。(157)。(158)。(159)。(160)。(161)。(162)。(163)。(164)。(165)。(166)。(167)。(168)。(169)。(170)。(171)。(172)。(173)。(174)。(175)。(176)。(177)。(178)。(179)。(180)。(181)。(182)。(183)。(184)。(185)。(186)。(187)。(188)。(189)。(190)。(191)。(192)。(193)。(194)。(195)。(196)。(197)。(198)。(199)。(200)。(201)。(202)。(203)。(204)。(205)。(206)。(207)。(208)。(209)。(210)。(211)。(212)。(213)。(214)。(215)。(216)。(217)。(218)。(219)。(220)。(221)。(222)。(223)。(224)。(225)。(226)。(227)。(228)。(229)。(230)。(231)。(232)。(233)。(234)。(235)。(236)。(237)。(238)。(239)。(240)。(241)。(242)。(243)。(244)。(245)。(246)。(247)。(248)。(249)。(250)。(251)。(252)。(253)。(254)。(255)。(256)。(257)。(258)。(259)。(260)。(261)。(262)。(263)。(264)。(265)。(266)。(267)。(268)。(269)。(270)。(271)。(272)。(273)。(274)。(275)。(276)。(277)。(278)。(279)。(280)。(281)。(282)。(283)。(284)。(285)。(286)。(287)。(288)。(289)。(290)。(291)。(292)。(293)。(294)。(295)。(296)。(297)。(298)。(299)。(300)。(301)。(302)。(303)。(304)。(305)。(306)。(307)。(308)。(309)。(310)。(311)。(312)。(313)。(314)。(315)。(316)。(317)。(318)。(319)。(320)。(321)。(322)。(323)。(324)。(325)。(326)。(327)。(328)。(329)。(330)。(331)。(332)。(333)。(334)。(335)。(336)。(337)。(338)。(339)。(340)。(341)。(342)。(343)。(344)。(345)。(346)。(347)。(348)。(349)。(350)。(351)。(352)。(353)。(354)。(355)。(356)。(357)。(358)。(359)。(360)。(361)。(362)。(363)。(364)。(365)。(366)。(367)。(368)。(369)。(370)。(371)。(372)。(373)。(374)。(375)。(376)。(377)。(378)。(379)。(380)。(381)。(382)。(383)。(384)。(385)。(386)。(387)。(388)。(389)。(390)。(391)。(392)。(393)。(394)。(395)。(396)。(397)。(398)。(399)。(400)。(401)。(402)。(403)。(404)。(405)。(406)。(407)。(408)。(409)。(410)。(411)。(412)。(413)。(414)。(415)。(416)。(417)。(418)。(419)。(420)。(421)。(422)。(423)。(424)。(425)。(426)。(427)。(428)。(429)。(430)。(431)。(432)。(433)。(434)。(435)。(436)。(437)。(438)。(439)。(440)。(441)。(442)。(443)。(444)。(445)。(446)。(447)。(448)。(449)。(450)。(451)。(452)。(453)。(454)。(455)。(456)。(457)。(458)。(459)。(460)。(461)。(462)。(463)。(464)。(465)。(466)。(467)。(468)。(469)。(470)。(471)。(472)。(473)。(474)。(475)。(476)。(477)。(478)。(479)。(480)。(481)。(482)。(483)。(484)。(485)。(486)。(487)。(488)。(489)。(490)。(491)。(492)。(493)。(494)。(495)。(496)。(497)。(498)。(499)。(500)。(501)。(502)。(503)。(504)。(505)。(506)。(507)。(508)。(509)。(510)。(511)。(512)。(513)。(514)。(515)。(516)。(517)。(518)。(519)。(520)。(521)。(522)。(523)。(524)。(525)。(526)。(527)。(528)。(529)。(530)。(531)。(532)。(533)。(534)。(535)。(536)。(537)。(538)。(539)。(540)。(541)。(542)。(543)。(544)。(545)。(546)。(547)。(548)。(549)。(550)。(551)。(552)。(553)。(554)。(555)。(556)。(557)。(558)。(559)。(560)。(561)。(562)。(563)。(564)。(565)。(566)。(567)。(568)。(569)。(570)。(571)。(572)。(573)。(574)。(575)。(576)。(577)。(578)。(579)。(580)。(581)。(582)。(583)。(584)。(585)。(586)。(587)。(588)。(589)。(590)。(591)。(592)。(593)。(594)。(595)。(596)。(597)。(598)。(599)。(600)。(601)。(602)。(603)。(604)。(605)。(606)。(607)。(608)。(609)。(610)。(611)。(612)。(613)。(614)。(615)。(616)。(617)。(618)。(619)。(620)。(621)。(622)。(623)。(624)。(625)。(626)。(627)。(628)。(629)。(630)。(631)。(632)。(633)。(634)。(635)。(636)。(637)。(638)。(639)。(640)。(641)。(642)。(643)。(644)。(645)。(646)。(647)。(648)。(649)。(650)。(651)。(652)。(653)。(654)。(655)。(656)。(657)。(658)。(659)。(660)。(661)。(662)。(663)。(664)。(665)。(666)。(667)。(668)。(669)。(670)。(671)。(672)。(673)。(674)。(675)。(676)。(677)。(678)。(679)。(680)。(681)。(682)。(683)。(684)。(685)。(686)。(687)。(688)。(689)。(690)。(691)。(692)。(693)。(694)。(695)。(696)。(697)。(698)。(699)。(700)。(701)。(702)。(703)。(704)。(705)。(706)。(707)。(708)。(709)。(710)。(711)。(712)。(713)。(714)。(715)。(716)。(717)。(718)。(719)。(720)。(721)。(722)。(723)。(724)。(725)。(726)。(727)。(728)。(729)。(730)。(731)。(732)。(733)。(734)。(735)。(736)。(737)。(738)。(739)。(740)。(741)。(742)。(743)。(744)。(745)。(746)。(747)。(748)。(749)。(750)。(751)。(752)。(753)。(754)。(755)。(756)。(757)。(758)。(759)。(760)。(761)。(762)。(763)。(764)。(765)。(766)。(767)。(768)。(769)。(770)。(771)。(772)。(773)。(774)。(775)。(776)。(777)。(778)。(779)。(780)。(781)。(782)。(783)。(784)。(785)。(786)。(787)。(788)。(789)。(790)。(791)。(792)。(793)。(794)。(795)。(796)。(797)。(798)。(799)。(800)。(801)。(802)。(803)。(804)。(805)。(806)。(807)。(808)。(809)。(810)。(811)。(812)。(813)。(814)。(815)。(816)。(817)。(818)。(819)。(820)。(821)。(822)。(823)。(824)。(825)。(826)。(827)。(828)。(829)。(830)。(831)。(832)。(833)。(834)。(835)。(836)。(837)。(838)。(839)。(840)。(841)。(842)。(843)。(844)。(845)。(846)。(847)。(848)。(849)。(850)。(851)。(852)。(853)。(854)。(855)。(856)。(857)。(858)。(859)。(860)。(861)。(862)。(863)。(864)。(865)。(866)。(867)。(868)。(869)。(870)。(871)。(872)。(873)。(874)。(875)。(876)。(877)。(878)。(879)。(880)。(881)。(882)。(883)。(884)。(885)。(886)。(887)。(888)。(889)。(890)。(891)。(892)。(893)。(894)。(895)。(896)。(897)。(898)。(899)。(900)。(901)。(902)。(903)。(904)。(905)。(906)。(907)。(908)。(909)。(910)。(911)。(912)。(913)。(914)。(915)。(916)。(917)。(918)。(919)。(920)。(921)。(922)。(923)。(924)。(925)。(926)。(927)。(928)。(929)。(930)。(931)。(932)。(933)。(934)。(935)。(936)。(937)。(938)。(939)。(940)。(941)。(942)。(943)。(944)。(945)。(946)。(947)。(948)。(949)。(950)。(951)。(952)。(953)。(954)。(955)。(956)。(957)。(958)。(959)。(960)。(961)。(962)。(963)。(964)。(965)。(966)。(967)。(968)。(969)。(970)。(971)。(972)。(973)。(974)。(975)。(976)。(977)。(978)。(979)。(980)。(981)。(982)。(983)。(984)。(985)。(986)。(987)。(988)。(989)。(990)。(991)。(992)。(993)。(994)。(995)。(996)。(997)。(998)。(999)。(1000)。(1001)。(1002)。(1003)。(1004)。(1005)。(1006)。(1007)。(1008)。(1009)。(1010)。(1011)。(1012)。(1013)。(1014)。(1015)。(1016)。(1017)。(1018)。(1019)。(1020)。(1021)。(1022)。(1023)。(1024)。(1025)。(1026)。(1027)。(1028)。(1029)。(1030)。(1031)。(1032)。(1033)。(1034)。(1035)。(1036)。(1037)。(1038)。(1039)。(1040)。(1041)。(1042)。(1043)。(1044)。(1045)。(1046)。(1047)。(1048)。(1049)。(1050)。(1051)。(1052)。(1053)。(1054)。(1055)。(1056)。(1057)。(1058)。(1059)。(1060)。(1061)。(1062)。(1063)。(1064)。(1065)。(1066)。(1067)。(1068)。(1069)。(1070)。(1071)。(1072)。(1073)。(1074)。(1075)。(1076)。(1077)。(1078)。(1079)。(1080)。(1081)。(1082)。(1083)。(1084)。(1085)。(1086)。(1087)。(1088)。(1089)。(1090)。(1091)。(1092)。(1093)。(1094)。(1095)。(1096)。(1097)。(1098)。(1099)。(1100)。(1101)。(1102)。(1103)。(1104)。(1105)。(1106)。(1107)。(1108)。(1109)。(1110)。(1111)。(1112)。(1113)。(1114)。(1115)。(1116)。(1117)。(1118)。(1119)。(1120)。(1121)。(1122)。(1123)。(1124)。(1125)。(1126)。(1127)。(1128)。(1129)。(1130)。(1131)。(1132)。(1133)。(1134)。(1135)。(1136)。(1137)。(1138)。(1139)。(1140)。(1141)。(1142)。(1143)。(1144)。(1145)。(1146)。(1147)。(1148)。(1149)。(1150)。(1151)。(1152)。(1153)。(1154)。(1155)。(1156)。(1157)。(1158)。(1159)。(1160)。(1161)。(1162)。(1163)。(1164)。(1165)。(1166)。(1167)。(1168)。(1169)。(1170)。(1171)。(1172)。(1173)。(1174)。(1175)。(1176)。(1177)。(1178)。(1179)。(1180)。(1181)。(1182)。(1183)。(1184)。(1185)。(1186)。(1187)。(1188)。(1189)。(1190)。(1191)。(1192)。(1193)。(1194)。(1195)。(1196)。(1197)。(1198)。(1199)。(1200)。(1201)。(1202)。(1203)。(1204)。(1205)。(1206)。(1207)。(1208)。(1209)。(1210)。(1211)。(1212)。(1213)。(1214)。(1215)。(1216)。(1217)。(1218)。(1219)。(1220)。(1221)。(1222)。(1223)。(1224)。(1225)。(1226)。(1227)。(1228)。(1229)。(1230)。(1231)。(1232)。(1233)。(1234)。(1235)。(1236)。(1237)。(1238)。(1239)。(1240)。(1241)。(1242)。(1243)。(1244)。(1245)。(1246)。(1247)。(1248)。(1249)。(1250)。(1251)。(1252)。(1253)。(1254)。(1255)。(1256)。(1257)。(1258)。(1259)。(1260)。(1261)。(1262)。(1263)。(1264)。(1265)。(1266)。(1267)。(1268)。(1269)。(1270)。(1271)。(1272)。(1273)。(1274)。(1275)。(1276)。(1277)。(1278)。(1279)。(1280)。(1281)。(1282)。(1283)。(1284)。(1285)。(1286)。(1287)。(1288)。(1289)。(1290)。(1291)。(1292)。(1293)。(1294)。(1295)。(1296)。(1297)。(1298)。(1299)。(1300)。(1301)。(1302)。(1303)。(1304)。(1305)。(1306)。(1307)。(1308)。(1309)。(1310)。(1311)。(1312)。(1313)。(1314)。(1315)。(1316)。(1317)。(1318)。(1319)。(1320)。(1321)。(1322)。(1323)。(1324)。(1325)。(1326)。(1327)。(1328)。(1329)。(1330)。(1331)。(1332)。(1333)。(1334)。(1335)。(1336)。(1337)。(1338)。(1339)。(1340)。(1341)。(1342)。(1343)。(1344)。(1345)。(1346)。(1347)。(1348)。(1349)。(1350)。(1351)。(1352)。(1353)。(1354)。(1355)。(1356)。(1357)。(1358)。(1359)。(1360)。(1361)。(1362)。(1363)。(1364)。(1365)。(1366)。(1367)。(1368)。(1369)。(1370)。(1371)。(1372)。(1373)。(1374)。(1375)。(1376)。(1377)。(1378)。(1379)。(1380)。(1381)。(1382)。(1383)。(1384)。(1385)。(1386)。(1387)。(1388)。(1389)。(1390)。(1391)。(1392)。(1393)。(1394)。(1395)。(1396)。(1397)。(1398)。(1399)。(1400)。(1401)。(1402)。(1403)。(1404)。(1405)。(1406)。(1407)。(1408)。(1409)。(1410)。(1411)。(1412)。(1413)。(1414)。(1415)。(1416)。(1417)。(1418)。(1419)。(1420)。(1421)。(1422)。(1423)。(1424)。(1425)。(1426)。(1427)。(1428)。(1429)。(1430)。(1431)。(1432)。(1433)。(1434)。(1435)。(1436)。(1437)。(1438)。(1439)。(1440)。(1441)。(1442)。(1443)。(1444)。(1445)。(1446)。(1447)。(1448)。(1449)。(1450)。(1451)。(1452)。(1453)。(1454)。(1455)。(1456)。(1457)。(1458)。(1459)。(1460)。(1461)。(1462)。(1463)。(1464)。(1465)。(1466)。(1467)。(1468)。(1469)。(1470)。(1471)。(1472)。(1473)。(1474)。(1475)。(1476)。(1477)。(1478)。(1479)。(1480)。(1481)。(1482)。(1483)。(1484)。(1485)。(1486)。(1487)。(1488)。(1489)。(1490)。(1491)。(1492)。(1493)。(1494)。(1495)。(1496)。(1497)。(1498)。(1499)。(1500)。(1501)。(1502)。(1503)。(1504)。(1505)。(1506)。(1507)。(1508)。(1509)。(1510)。(1511)。(1512)。(1513)。(1514)。(1515)。(1516)。(1517)。(1518)。(1519)。(1520)。(1521)。(1522)。(1523)。(1524)。(1525)。(1526)。(1527)。(1528)。(1529)。(1530)。(1531)。(1532)。(1533)。(1534)。(1535)。(1536)。(1537)。(1538)。(1539)。(1540)。(1541)。(1542)。(1543)。(1544)。(1545)。(1546)。(1547)。(1548)。(1549)。(1550)。(1551)。(1552)。(1553)。(1554)。(1555)。(1556)。(1557)。(1558)。(1559)。(1560)。(1561)。(1562)。(1563)。(1564)。(1565)。(1566)。(1567)。(1568)。(1569)。(1570)。(1571)。(1572)。(1573)。(1574)。(1575)。(1576)。(1577)。(1578)。(1579)。(1580)。(1581)。(1582)。(1583)。(1584)。(1585)。(1586)。(1587)。(1588)。(1589)。(1590)。(1591)。(1592)。(1593)。(1594)。(1595)。(1596)。(1597)。(1598)。(1599)。(1600)。(1601)。(1602)。(1603)。(1604)。(1605)。(1606)。(1607)。(1608)。(1609)。(1610)。(1611)。(1612)。(1613)。(1614)。(1615)。(1616)。(1617)。(1618)。(1619)。(1620)。(1621)。(1622)。(1623)。(1624)。(1625)。(1626)。(1627)。(1628)。(1629)。(1630)。(1631)。(1632)。(1633)。(1634)。(1635)。(1636)。(1637)。(1638)。(1639)。(1640)。(1641)。(1642)。(1643)。(1644)。(1645)。(1646)。(1647)。(1648)。(1649)。(1650)。(1651)。(1652)。(1653)。(1654)。(1655)。(1656)。(1657)。(1658)。(1659)。(1660)。(1661)。(1662)。(1663)。(1664)。(1665)。(1666)。(1667)。(1668)。(1669)。(1670)。(1671)。(1672)。(1673)。(1674)。(1675)。(1676)。(1677)。(1678)。(1679)。(1680)。(1681)。(1682)。(1683)。(1684)。(1685)。(1686)。(1687)。(1688)。(1689)。(1690)。(1691)。(1692)。(1693)。(1694)。(1695)。(1696)。(1697)。(1698)。(1699)。(1700)。(1701)。(1702)。(1703)。(1704)。(1705)。(1706)。(1707)。(1708)。(1709)。(1710)。(1711)。(1712)。(1713)。(1714)。(1715)。(1716)。(1717)。(1718)。(1719)。(1720)。(1721)。(1722)。(1723)。(1724)。(1725)。(1726)。(1727)。(1728)。(1729)。(1730)。(1731)。(1732)。(1733)。(1734)。(1735)。(1736)。(1737)。(1738)。(1739)。(1740)。(1741)。(1742)。(1743)。(1744)。(1745)。(1746)。(1747)。(1748)。(1749)。(1750)。(1751)。(1752)。(1753)。(1754)。(1755)。(1756)。(1757)。(1758)。(1759)。(1760)。(1761)。(1762)。(1763)。(1764)。(1765)。(1766)。(1767)。(1768)。(1769)。(1770)。(1771)。(1772)。(1773)。(1774)。(1775)。(1776)。(1777)。(1778)。(1779)。(1780)。(1781)。(1782)。(1783)。(1784)。(1785)。(1786)。(1787)。(1788)。(1789)。(1790)。(1791)。(1792)。(1793)。(1794)。(1795)。(1796)。(1797)。(1798)。(1799)。(1800)。(1801)。(1802)。(1803)。(1804)。(1805)。(1806)。(1807)。(1808)。(1809)。(1810)。(1811)。(1812)。(1813)。(1814)。(1815)。(1816)。(1817)。(1818)。(1819)。(1820)。(1821)。(1822)。(1823)。(1824)。(1825)。(1826)。(1827)。(1828)。(1829)。(1830)。(1831)。(1832)。(1833)。(1834)。(1835)。(1836)。(1837)。(1838)。(1839)。(1840)。(1841)。(1842)。(1843)。(1844)。(1845)。(1846)。(1847)。(1848)。(1849)。(1850)。(1851)。(1852)。(1853)。(1854)。(1855)。(1856)。(1857)。(1858)。(1859)。(1860)。(1861)。(1862)。(1863)。(1864)。(1865)。(1866)。(1867)。(1868)。(1869)。(1870)。(1871)。(1872)。(1873)。(1874)。(1875)。(1876)。(1877)。(1878)。(1879)。(1880)。(1881)。(1882)。(1883)。(1884)。(1885)。(1886)。(1887)。(1888)。(1889)。(1890)。(1891)。(1892)。(1893)。(1894)。(1895)。(1896)。(1897)。(1898)。(1899)。(1900)。(1901)。(1902)。(1903)。(1904)。(1905)。(1906)。(1907)。(1908)。(1909)。(1910)。(1911)。(1912)。(1913)。(1914)。(1915)。(1916)。(1917)。(1918)。(1919)。(1920)。(1921)。(1922)。(1923)。(1924)。(1925)。(1926)。(1927)。(1928)。(1929)。(1930)。(1931)。(1932)。(1933)。(1934)。(1935)。(1936)。(1937)。(1938)。(1939)。(1940)。(1941)。(1942)。(1943)。(1944)。(1945)。(1946)。(1947)。(1948)。(1949)。(1950)。(1951)。(1952)。(1953)。(1954)。(1955)。(1956)。(1957)。(1958)。(1959)。(1960)。(1961)。(1962)。(1963)。(1964)。(1965)。(1966)。(1967)。(1968)。(1969)。(1970)。(1971)。(1972)。(1973)。(1974)。(1975)。(1976)。(1977)。(1978)。(1979)。(1980)。(1981)。(1982)。(1983)。(1984)。(1985)。(1986)。(1987)。(1988)。(1989)。(1990)。(1991)。(1992)。(1993)。(1994)。(1995)。(1996)。(1997)。(1998)。(1999)。(2000)。(2001)。(2002)。(2003)。(2004)。(2005)。(2006)。(2007)。(2008)。(2009)。(2010)。(2011)。(2012)。(2013)。(2014)。(2015)。(2016)。(2017)。(2018)。(2019)。(2020)。(2021)。(2022)。(2023)。(2024)。(2025)。(2026)。(2027)。(2028)。(2029)。(2030)。(2031)。(2032)。(2033)。(2034)。(2035)。(2036)。(2037)。(2038)。(2039)。(2040)。(2041)。(2042)。(2043)。(2044)。(2045)。(2046)。(2047)。(2048)。(2049)。(2050)。(2051)。(2052)。(2053)。(2054)。(2055)。(2056)。(2057)。(2058)。(2059)。(2060)。(2061)。(2062)。(2063)。(2064)。(2065)。(2066)。(2067)。(2068)。(2069)。(2070)。(2071)。(2072)。(2073)。(2074)。(2075)。(2076)。(2077)。(2078)。(2079)。(2080)。(2081)。(2082)。(2083)。(2084)。(2085)。(2086)。(2

### 三 風土記時代の大鳥川の流路ならびに大鳥川・長見川

#### 合流地点の「復元」——その一

第一章で述べた如く、大鳥川もしくはこれに類似した川名や地名は現在長海町にも手角町にも存在しない。しかし、この地域で長海川に合流していた可能性のあるめだつた川としては、現在の椎木川以外にないの、既説の通り大鳥川は椎木川に当てるべきである。

椎木川は地図(2)に見る如く、長海町の北と北西の山に発し、途中トで合流し、ナを経由し、ニで中海に注いでいる。従って、長海川に現在は合流していない。しかし、江戸時代前期の『抄』には周知の通り「二つの川は合流している」と記している。

そこで、現地調査の際に椎木川と長海川の旧合流点、ならびに椎木川の旧河道に関する伝承の有無を長海町在住の能海光夫氏にお尋ねした。幸い2点についての伝承が存在し、またそれを以下の研究によって地形・地層・土質の上からも裏づけることができた。

即ち、椎木川の旧河道と伝承するものは、現在「中井出水路」(地図(1)J附近から上流の名称)もしくは「下出々水路」(地図(1)J附近から下流Kまでの名称)と呼ばれている用兼排水路である。この水路は椎木川の地図(1)A牧坪井堰に始まり、Eを経由して南下し、Kで長海川と合流している(点線で示した)。この水路の地図(1)Eから上流は馬見谷林道(Eを通る道路)によって消滅しているが、Eから南は今もほとんど自然のまま残存している。以下本論文では、混乱を避けるために上流の名称である「中井出水路」を用いる。

中井出水路の記録は明治14年の『郡村誌』にまで溯ることができ。即ち、『郡村誌』はこれを「牧ヶ坪溝」の名で記している。

牧ヶ坪溝 幅壹尺五寸長合テ拾貳町三間五尺 村ノ東北字牧ヶ坪延谷川(椎木川を指す:服部)ヨリ分レニ又塚ニ至リニ派ニ分レ共ニ田ニ入ル其間田五町歩ノ用水ニ充ツ

とある。この水路の規模は、地図(1)E附近で巾45cm・深さ50cm(写真(1)

参照)、地図(1)H附近で巾約90cm・深さ約65cm(写真(3)参照)である。

この水路の流れる長海町と手角町の水田地帯は、幸い住宅も国道沿いに2軒(写真(2)A・B附近。手角町に属する住宅である)あるのみで、美しい自然が残っている。その様子は風土記時代に大鳥川と長見川とが合流していた時の景観を髣髴とさせるものがあり、誠に貴重であるから、ここに多くの写真を掲載して説明を加えておこうと思う。

写真(1)は中井出水路現存部分の北端(地図(1)E)から南を望んだもので、中央の人物(能海光夫氏)の足下を流れるのが中井出水路である。写真(2)は地図(1)G地点から南を望んだもので、中央が中井出水路である。写真(3)は地図(1)Gの南95mのIから、北のH地点(人物。能海光夫氏)を望んだものである。写真(5)のパノラマは地図(2)又地点(即ち、中井出水路が長海川に合流する地図(1)K地点の北55m地点)に立ち、西南西(写真左端)より東方(写真右端)にかけてを望んだものである。写真(4)は地図(1)M地点(合流点Kの南約15m)より東南から南方の中海方面を望んだものである。但し、写真(4)に見える水路は中井出水路ではなく、第七章で取り扱う別の水路(「下杉戸水路」)である。

この中井出水路が椎木川の旧河道であったという伝えを、能海光夫氏は父新太郎氏(明治9年生)と祖父貞次郎氏(嘉永4年生)から聞かれた。この地方の歴史に関心のあった光夫氏の従兄の榮氏(明治33年生)も同じ伝えを知っていたが、恐らく祖父貞次郎氏から聞いたのではないかと、光夫氏は推定しておられる。この伝承は特に能海家だけに伝わったものではなく、現在の長海町の老人ならば大抵は知っているというから、江戸時代からこの村に伝わっている伝承であろう。

能海氏によれば、この伝承が架空のものでないことは、この広い長海町と手角町の水田地帯の中でも特に中井出水路(さらには長海川との合流点から南に続く水路以下仮称「下杉戸水路」)沿いにのみ、田の深い地帯が集中していることから証される、という。この特に深

い田の続く地帯を地図(2)に灰色のメッシュで示したので、参照頂きたい。

この田の深い地帯の中でも特に深い地点に記号を打って(地図(2))以下に説明を加える(主として能海光夫氏のご教示による)。

ア 長海町字拓植(八表記も読みも地元のママ)。深さ1m以上。この附近は海岸から標高が約18mほど上った場所であるが、約40cmの表土の下はトラクターが沈んでしまうほど深い「底なし」の所がある。能海氏は沈んだトラクターの救出のため何度も出たことがある。だから、この附近ではこうした深い場所を避けてトラクターを動かし、残りの部分を二輪の耕耘機で耕さねばならない。

イ 同。深さ50cm〜60cm。

ウ 長海町字二又塚。深さ1m以上。

エ 同町字深田。深さ約60cm。

オ 同町字小深田。深さ1m以上。

カ 同町字宮の下。深さ1m以上。

キ 同町字五斗堀。深さ30cm。

ク 同町字下出々。深さ60cm以上。

ケ 手角町字川島。手角町在住宮本一氏(昭和9年生)によれば、

地図(2)キからケにかけて、中井出水路の東側に沿った全域が50cm〜60cmの深さであるという。

特にエ「深田」・オ「小深田」の字名は、田の深いことが地名起原となっているものであろう。以上によって、中井出水路が椎木川旧河道であったという伝承は、少くとも江戸時代末に溯りうる、根拠のある伝承と考えられる。

このほか、地図(1)Kに大量の水が集中したことを物語る事実がある。それは、写真(6)に示した、小堤防である。これは、地図(1)の合流点Kの南約15m L地点より長海川右岸堤防まで続く、短かい堤防(二重線)である。長さ約20m・高さ2.5m・巾2.0m(上辺)〜6.0m(底辺)である。能海光夫氏の記憶によれば、この第二の堤防は以前は

長海川の堤防よりも約1.0m高かったが、今では60年前に較べると若干低くなっているという。

合流点地図(1)Kの南で、堤防が二段構えになっていることは、この地点に大量の水が集中することを示す。この堤防の南端から海岸にかけての「下杉戸水路」沿いの水田地帯の田面は、これに接する東北と西南の水田の田面よりも50cm〜1.5m低い(後述)ため、K地点で溢れた水を長海川と「下杉戸水路」とに分けて、この低い水田地帯を守ろうとしたものであろう(手角町在住石橋景弘氏(昭和3年生)のご教示)。

以上によって、『風土記』の大鳥川の流路は、椎木川旧河道即ち中井出水路にほぼ等しく、二つの川の風土記時代の合流点も地図(1)K附近であったものと推定される。そして、その状態は『抄』に見る如く、

長見川 与 犬鳥川 水源別末 則合流也(中略、服部) 到三千杵田大明神 与 犬鳥川 合入于海也  
と、少くとも天和3年(1683)までは続いていた訳である。

本章では伝承と水田の地層および「第二の堤防」の存在から、『風土記』大鳥川の河道と長見川との合流地点を「復元」したわけであるが、この結論を一層確実なものとするため、次章においてこの問題を地形と土質の上から検討することにする。

注(1) 長海町の発音はスノキ、手角町の発音はスノキという(能海光夫氏と石橋景弘氏による)。出雲弁のシはスに近い。

地名起原の研究にとっては、地名の発生起原となっている原点を押さえることが肝要である(山田秀三氏私的ご教示)が、そうした事例は私の体験では少ない。そこで、既に第二章で若干の例を記したように、私の『出雲国風土記』の調査中に知ることができた事例については、機会ごとに発表してゆくことにしている。しかし、この問題は論文の主題から離れるし、また煩雑さを避けるためにも、できるだけ注で記すことにする。

椎木川の名は長海町の字椎木(地図(1)Bの灰色の範囲)を流れていることに起因する。また、字椎木の地名起原は、この附近に椎木の原木があったことによるか、もしくは東の対岸が以前椎木林であったことによるものと推定される。

即ち、手角町在住の石橋景弘氏（昭和3年生）によると、旧美保関街道（地図(1)……線）が椎木川を渡る地図(1)C地点に「椎木橋」（現存せず）という木造の橋があり、その左岸下流側たもと（地図(1)D地点）に昭和25・26年頃まで椎木の太さ直径1.2m、高さ10mほど）が立っていた。「椎木橋」の名はこの太木に起原すると考えられ、ひいては附近の小字名の起原となつたのではないか。

一方、この太木一本だけではなく、附近の椎木川東岸一帯の山裾から中腹（地図(6)A・Bの山の南山裾。写真(5)M・N一帯）にかけては敗戦後暫くの間椎木が多く生えていた。石橋氏のご案内で私も確認したが、現在は雑木や竹林となって荒れ果てているけれども、点々と椎木がまだ残っている。以上によって、小字椎木の地名起原は右の椎木橋たもとの太木か、この附近一帯の椎木林にあるものと思われる。

(2) 中井出水路（下出々水路）の地図(1)A・E間は、馬見谷林道（旧称は延谷道）の北西側のノリとなつて埋まって消滅した。現在ではこの間のノリ下（北西側のノリに沿つて）に新設したコンクリート水路となつてい（能海光夫氏による）。

Eから合流点Kの間は、昭和35年に手角町が始めた圃場整備に長海町が加わらなかつたため、旧状のまま残つた。但し、地図(1)J（下出々水路を町境として、東の手角町側の地名は宇川島、西の長海町側の地名は宇下出々）地点の点線（旧水路）約30mの間が東方手角町側に向かつてカーブしていたのを、昭和36年右の圃場整備の際に直線に改めた（同圃場整備工事に実際に携つた石橋景弘氏による）。

(3) 能海光夫氏によれば、『郡村誌』の「五町歩」の意味するところが判らない、という。即ち、牧ガ坪井堰から字二又塚までの水田は昔から約7反しかないし、また、「牧ヶ坪溝」（即ち中井出水路と下出々水路）全体が潤す田は約8町歩だからである。

(4) 名称がない。能海光夫氏は、「強いて名を与えるなら『下杉戸水路』（長海町字下杉戸から始まるため）にならうか。」と言われる。執筆の便宜上、本論文では「仮称『下杉戸水路』」と記すことにするが、煩雑さを避けて以下「仮称」をはずして「下杉戸水路」と「」を附してこの名を用いる。

(5) 復元に「」を附したのは、大鳥川の河道および長見川との合流点（今の中井出水路と地図(1)K地点に全く同じである、とまでは断じ切ることができない）からである。完全な「証明」の域にまでは到達していないが、次章の研究によって、大鳥川旧河道は中井出水路にほぼ近いとまでは言いうると思う。

#### 四 風土記時代の大鳥川の流路ならびに大鳥川・長見川

##### 合流地点の「復元」——その二

第三章の結論に、より説得力を与えるため、私は中井出水路と「下杉戸水路」を中心とする水田地帯の地形を細かく観察した。この地形は、本論文に収めた地図(1)⑩の原因である、松江市道路管理課所管1:5,000「松江市基本平面図」の等高線でも表現されていない微妙なものである。

地図(1)内の手角町の水田は、昭和35年秋に開始した圃場整備によつて、いくつかの小区画の田が一枚の大きな田に統合された。また、長海町の水田は昭和35年の手角町の圃場整備事業には共同しなかつたが、大正年間以来数次の圃場整備を行なつてい。そのため、地形には若干人工の手が加えられている。しかし、詳しく観察すると、手を加えられる以前から続いていると判断される微妙な基本的地形のあることが判る。その結果を地図(3)に示す。即ち、地図(3)の水田地帯は、大まかに言えば、東北方の山の丘陵尾と北方の山の丘陵尾と、南西方と南方の山の丘陵尾が極めて緩やかにながら中井出水路と「下杉戸水路」に向かつて及んで形成されている。

これをさらに細かく示すと、まず4の丘陵尾が北から南に向かつて下りて来ている。次に3の丘陵尾が北北東から南南西に向かつて下りて来ている。次に2の丘陵尾が北北東から南南西に向かつて下りて来ている。次に1の丘陵尾が北から南に向かつて下りて来ている。次に5の丘陵尾が北西より南東に向かつて下りて来ている。次に6の丘陵尾が北西から南東に向かつて下りて来ている。次に7の丘陵尾が南西から北東に向かつて下りて来ている。最後に9の丘陵尾が南から北に向かつて下りて来ている。これらの丘陵尾に挟まれる形で中井出水路と「下杉戸水路」が流れている（点線）。

前章で取り上げた地図(1)Lの「第二の提防」から南（東南）の低い

水田地帯は、地図(3)に示した北から下りて来る1と、南西と南から下りて来る7・8・9の丘陵尾に挟まれた一番低い地帯であることが知られる。即ち、地図(3)L地点一帯の田は、「下杉戸水路」に東接するK地点の田よりも1.0m～1.5m(目測による。以下同じ)高い。「下杉戸水路」に西接するN地点は水路を挟んだ東向かいの田よりも50cm高い。M地点では水路に東接する田よりも1.0m～1.5m高い。また、P地点の田はO地点よりも30cm～50cm高い。Q地点ではO地点よりも70cm～1.0m高い。R地点では水路を挟んで北側よりも南側の田が20cm～30cm高い。S地点ではR地点の水路の北岸よりも1.0mほど高い。

次に、長海川を北へ渡って合流点の地図(3)J地点では、1と6即ち北と西北から下る極めて緩やかな丘陵尾に挟まれて、ほぼ平坦(少なくとも現状では)になっている。中井出水路に沿って北上し、I地点では、水路の東脇の田は西脇の田よりも60cm高い。(H地点では水路の西側の方が若干高くなっているが、これは耕地整理の際に土盛りしたため、と能海光夫氏は言われる)G地点では水路を挟んで水田の段差はなくなり、F地点では水路の西側の方が約20cm高い。E地点では水路の東西の段差はなくなるが、J地点では再び西側が約20cm高くなる。C地点では西側が約10cm高く、B地点では水路の西側が約30cm高く、A地点では水路の西側が約50cm高い。

こうして見ると、中井出水路の前身としての大鳥川は、1・2・3・4と5・6の丘陵尾に挟まれた、極度に緩やかになった谷間を流れていたものと推定される。

右の観察結果を持参して島根大学の小畑浩氏(地形学)のご判断を仰いだところ、氏は国土地理院昭和50年5月12日撮影の航空写真を観察し、当該地域において特に水田が低く見える地帯を航空写真に着色して下さった。この低地帯を地図(4)に灰色のメッシュで示す(但し、小畑氏によれば、低地を若干誇張して広く画いてしまった部分があるかも知れない、という)。これによると、中井出水路を中心にして南北に低地Aが続いていることが判り、その結果、「この地域に以前北

から川が流れていたとすれば、低地Aの方向に流れて行くのが自然であると思われる。」とのご判断を示された(平成1年8月11日私的教示)。

右の私の観察と小畑浩氏の航空写真による判定の結果は、前章の『風土記』大鳥川(旧椎木川)の流路が中井出水路であったという能海光夫氏の伝承が架空のものではないこと、中井出水路(南では「下杉戸水路」)沿いに田の深い地帯が集中しているのは、ここに古く河道があったことによるものであること、を示すと思う。

私はさらに土質の面からも調べ、地図(3)の丘陵尾の観察と比較したところ、ほぼ照応する結果を得た。

即ち、能海光夫氏の主として耕作による体験では、問題地域の水田の土質は概ね四種類あり、各々が別の地帯をなしているという。これを地図(5)に示す。まず、A地帯の水田の土質は、北の長見神社(イ)のある山の「山の根」が及んでいるため、北方の山と同じ赤い色の土質である。次にB地帯の土は青色味を帯びた重粘土である。次にC地帯の土は砂がかった土で、このためここで取れる米の味は悪い。最後にD地帯は北の客山(ハ)の土と同じ土質である。(A～D以外の地帯の土質については能海氏はご存知ない)。手角町在住の野津朝徳氏(大正9月生)によれば、この地帯(手角町字上尾添ハニ▽・下尾添ハホ▽・中坪ハへ▽が中心)の土質は北の堀越の山(ロ)・客山から続いている強粘土の土質であり、このために耕作者は難儀をするという。

以上によって、大鳥川は中井出水路かこれに近い場所を流れていたことがほぼ立証できた。但し、合流点については問題がないでもない。即ち、地図(4)に示したように、長海川の北方に東西に低地Bが走っており、この低地が中井出水路沿いの低地Aと、a地点で交わっている。だから、この東西の低地が長海川旧河道の可能性があると、風土記特代の長見川と長見川の合流点は、現在の位置よりも約140m北のa附近にあった可能性も出てくる。この問題は後述(第七章)の合流後の長見川の流路とも係わるので、本章では煩雑さを避けて論じない。

もし、合流後の長見川が現在の流路と同じく「東」に流れていたのであれば、合流点はほぼ現在地附近となろう。結論的には、長見川の流れる方位の「東」は、現在の流路の方位と同じと考えられるから、合流点も前章で明らかにした地図(1)K地点と同じか、その附近であったろう。

## 五 大鳥川流路に関するその他の可能性

前二章において中井出水路もしくはそのごく近い場所に大鳥川が流れていたことを立証したつもりであるが、その他の可能性は果して全くないであろうか。

本論文を読まれるほとんど総ての読者は、論文に添附された地図でのみ判断し、実際に現地へ赴いて検証されることはないと思う。そうした読者のために、少しでも不審点が生まれないように、あえて本章を立てて論じておきたい。

私が中井出水路以外に大鳥川の痕跡としての可能性があるのではないかと考えたものは、長海町と手角町との境界線である(地図(6)に町境の線を点線で示す)。即ち、地図(6)Hの中井出水路と長海川との合流点附近では、中井出水路と町境とは一致している。そして、Hから南方では、町境はI(手角町字川島)とJ地点(手角町字柳瀬)で「下杉戸水路」を僅かな区間(約15mと約25m)離れるのみである。さらに下流では、町境はK地点(手角町字江尻)から「下杉戸水路」を離れ、L地点(手角町字江尻)で中海に達している。但し、圃場整備(昭和35年秋着工)以前はK・L間の町境上にも用水路があった。

昭和59年4月以来この地方を調査したところでは、村境はほとんどが山の稜線に走っている。稀に、島根町大字野波に属する沖泊と瀬崎の村の村境の一部が小さな川であるというような例を見るだけである。しかし、『風土記』の島根郡と秋鹿郡の郡境が、「佐太橋」の架っている佐太川であるというような例もあるから、疎かにできない。

初め「出雲国十郡絵図」(文政4年)を見た時、長海・手角両村の村境が奇妙な線であるのに注目した。即ち、椎木川の地図(6)C(椎木井堰)附近から「i-i」線でE附近(長海町字椎ノ木)に達する。そしてEからF(長海町字椎ノ木)まで点線で南下し、Fで突然直角に西折して西進し、G(長海町字五斗堀)で今度は南に折れ、合流点Hまで南下している。

この線のうちのGから南の線は、中井出水路と「下杉戸水路」(の大部分)であることを知っていた私は、「十郡絵図」の椎木川のCから始まりHに至る村境の線が、往古の河道の蛇行の痕跡ではないかと考えた。

しかし、手角町の石橋景弘氏によれば、この町境の線沿いには、中井出水路(と「下杉戸水路」)沿いの間以外には、田の深い地帯はないという。また、昭和36年(着工は35年秋)の圃場整備までは、地図(6)F附近から南方長海川左岸まで灰色の範囲が、東西約35m・南北約200mに亘って椎木川に流れているものと全く同質の河原石(大は直径25cm、小は直径2.0cm)が大量に出る地帯であった。石の層は田の窪によつては厚さ30cmから1.0mあった。この地帯の田の中には、足の甲が泥の中に埋まらないような場所があったという。

地図(6)Eより北方の長海町内の地層について能海光夫氏にお尋ねしたところ、以前沢山川原石が出た、という。即ち、地図(6)網線の範囲である。ここは明治時代中期に地図(6)Cの椎木井堰が洪水で決壊し、川砂利で田が埋まってしまった地帯である。田の持主であった能海家では、光夫氏の父と祖父とが協力して川原石を取り除いて復旧した。このため、現在では網線の範囲の田が西側の田よりも田面が低くなっている。

この能海氏の伝承によって、石橋氏の指摘せられる灰色の地帯の川原石は、明治中期の折か、もしくはそれ以前にも起こった可能性のある椎木井堰決壊により流されたものであって、椎木川旧河道の痕跡を示すものではないことが明らかとなった。

本年(平成1年)7月、石橋景弘氏と共にこの町境の線を実地調査した結果、文政4年の「十郡絵図」に示された村境の線には疎略な点のあることが判った。即ち、町境は北方から辿ると、地図(12)卜附近(岩崎井堰)までは山の稜線(地図(12)---線)にあり、卜附近から南は、地図(6)D椎木橋まで、椎木川の中心にある(点線)。そして椎木橋Dからは旧美保関街道(明治9年『道舖取調帳』の沓番道)上に、町境がある。さらにEからFまでは圃場整備により現在では消滅しているが、もとは巾数尺の作道(能海光夫氏)が町境だった。そして、FからGまでの直線は、現在では巾2.0mほどの作道である。そして、この作道はGから西もそのまま同じ巾で続いており、地図(6)にもこの作道は描かれている。この町境の線は、明治20年の「字限図」と同じだから、江戸時代に溯るものである。

結局、「十郡絵図」には地図(6)D・E間の点線にあたる村境がなく、C・E間に---線の如き線があるように見えるのは、同絵図の誤りか、疎略な描き方によるものであることが判った。このDとGの村境は、水田の中の畔道と美保関街道(共に条里制遺構の可能性が大きい。地図(8)参照)をもってしたものであり、河道とは全く無関係である。

以上から、「十郡絵図」に見られる村境の線は大鳥川の名残りであった可能性は全くないことが明らかとなった。

石橋景弘氏によれば、中井出水路沿いの地図(2)キケの田の深い地帯は、じわりと湧き水の出る(旧河道に流れる伏流水か?…服部)地帯であった。そして、この地帯には地形的にも東側が高く、西側が低い地形の場所が多くあった。例えば、一枚の田の中でも水深が東端で15cmあるとすると、西端では50cmあるという風であった。これは、地図(3)に示した1の丘陵尾の地形を物語るものであろう。右の石橋氏の見聞は、第三・四章で論じた、中井出水路が椎木川旧河道であり、大鳥川もこれに近い流路であったとする私の説を補強する資料となるであろう。

注(1) 服部且『出雲国風土記』鳥根郡家の比定―旧三論文の補正―附説

宅俊成・出雲の四浦と軍船』『大妻女子大学文学部紀要』20号、62ページ15行目、16行目、昭和63年3月、東京。

(2) 第二章注(10)。

(3) この地方では、こうした場所をガラもしくはガーラと呼ぶ。「河原の意である。石橋景弘氏によると、この地帯の河原石は昭和36年の圃場整備工事の際に新たに作った、地図(6)町境EとF間の西に平行して見える農道の基礎石に利用したため、消滅した。

(4) 松江市道路管理課所管『道舖路取調帳』(明治9年)ではこの東西の道にあたる六十五番(道)を「巾四尺」としている。従って、この東西の作道は手角町側は昭和35年(着工)・長海町側はその後(昭和49年)もしくは51年の圃場整備の折?に拡巾したのである。これは国土地理院昭和37年撮影の航空写真によって判定できる。即ち、昭和37年の時点ではFとGの間が新たに太く改修されて見え、G地点より西に長海町側の注(5)の六十九番道(巾四尺)が細くそのまま残っている。本年(平成1年)7月に私が実地調査した時には、Gより西の六十九番道も、六十五番道と同じ道巾に太く改修されていた。

(5) 同じく、(注4)『取調帳』では六十九番(道)「巾四尺」となっている。以下本章注(4)参照。

## 六 大鳥川の消滅原因についての考察

叙上の研究によって、大鳥川が中井出水路かもしくはこれに近い場所を流れていたことがより確実となったが、なぜ『抄』の天和3年以降現在の椎木川の河道に変ったのであろうか。また、風土記時代には大鳥川1本だけが流れていて、現椎木川の前身にあたるような川、もしくは水路は全くなかったのであろうか。

一体に現在見る椎木川が地図(6)Aの山の南裾を流れ、さらに一旦北へ回ってから東流して中海に入る河道は、何らかの人為的変更を受けたような印象を与える(小畑浩氏)。私は中井出水路を能海光夫氏にご案内頂いた際に、椎木川を現在の河道に変えた理由についてお尋ねした。能海氏は現地を暫く観察された後、次のようなご意見を示された。即ち、

地図(7)の網線の範囲の土地が、中井出水路即ち椎木川旧河道を挟

んで、西側の田よりも若干高くなっている。この高い地帯に通水するためには、椎木川旧河道上に井堰を作っても水は上らない。現在の高い地帯には地図⑩の椎木井堰から水を送っている。従って、この地帯に配水する目的で椎木川を現在の河道に改修したのでないか。

地図⑦の中井出水路を挟んだ網線地帯の田と西側の田との段差は現在では僅かであるため、当初私はこれを見逃していたのであるが、能海氏の推定は妥当であろうか。以下、私の現地観察に能海氏の知見と石橋景弘氏のご意見も参照しつつ、大鳥川消滅の理由を考察したい。

能海氏の指摘せられた地図⑦網線の微高地は、地図③に示した1の北から南に下りてくる丘陵尾に属する。現在中井出水路を挟む東西の段差は、それほど顕著ではない。その原因は、能海氏によると、手角町内は昭和36年(宇川島・字上尾添・字尾添・字中坪)、長海町内は昭和35年(字椎木・字五斗堀)・49年(字二反堀)・51年(字下出々)に行なった圃場整備で、小さないくつかの田を集めて一枚の大きく水平な田に改田したためであるという。前章末に紹介した(13べ上段)石橋景弘氏の記憶も、この地帯が(東)北から(西)南に伸びた微高地で、一部相当な勾配のある場所であったことを示す。

現在東西の段差が顕著な場所は、地図⑦D(字五斗堀)である。写真(3)は、D地点(能海光夫氏の位置)を南24mから写したものである。この地点では、中井出水路の東(写真右)側の田面は西(写真左)側の田面よりも60cm高い。さらに現椎木川西岸附近では1.1mほど高くなる。

能海氏によれば、地図⑦網線の範囲だけではなく、縦線の範囲もA(牧ガ坪井堰)の南附近まで中井出水路の西側よりも若干高かったという。この地帯も長期に亘る圃場整備によって平坦になったためか、私が観察した限りでは中井出水路附近に比べて東の椎木川沿いの縦線地帯は目測で約30cm~60cm(場所によって異なる)ほど高く感ずる程度(また、南から北に向かって少しずつ高くなる)である。

ともかく、地図③の5・6の微高地が北西から南東に向かって下りて来ていると認められる(第四章10べ下段)ので、問題の地図⑦の網線地帯のみが中井出水路の西側よりも高かったとは言えないが、能海氏の指摘せられる如く、地図⑦C附近は平坦で、南の網線の範囲が高いことから、中井出水路からは東南方の網線地帯の微高地に配水することができなかったことは、現在の地形からも確実に言える。しかし、この微高地が『抄』の天和3年(1683)以降になって、初めて水田化されたとは考えられない。即ち、『高根遺跡地図』<sup>(2)</sup>には、地図①に見える長海川の南北と中井出水路・「下杉戸水路」の東西に広がる水田地帯全体を「長海条里制遺跡」と記している。但し、谷重豊季氏は長海平野の「条里型土地区画」<sup>(3)</sup>の分布を長海川左(北)岸よりも北側の地域にのみ認めておられる。私も諸資料<sup>(4)</sup>によって条里の痕跡(?)と認められる道路と畔道を検出してみたところ、地図⑧点線の如くなり、谷重氏の分布図と非常に近い結果を得た。

また、宝暦5年(1725)の『嶋根郡手角村御検地帳』には地図⑦網線地帯に属する小字名の総て、即ち川島(I)・上尾添(G)・下尾添(H)・中坪(J)が見えるし、長海町に伝わる宝暦13年(1763)から安永3年(1774)に至る『新発本田入改帳』<sup>(5)</sup>類に、網線地帯の北方に属する長海町の小字五斗堀(地図⑦E)・椎木(同F)が見えない。従って、この地帯は、江戸時代には既に水田化されていたものとみなされる。

さらに、地図⑩に示した椎木川の井堰(二・ホ・ハ)からの用水路網(点線矢印)と、その配水圏(灰色)を見ると、長海川左岸の手角町内の水田のほとんど全域が、椎木川の水によって灌漑されており、この配水圏の中に問題の微高地も含まれている。

以上によって、『抄』が成立した天和3年(1683)まで地図⑦の網線の微高地だけが長く放置され、天和3年以降宝暦5年(1725)頃までの間に大鳥川の河道を現椎木川に付け替えることによってこの地帯を急速に水田化したとは考えられない。風土記時代には既にこの微高

地は水田化されており、この地帯だけでなく、東南の国道431号線の海岸寄りの地帯も恐らくは相当の範囲が水田化されていたものと思う。従って、風土記時代には現椎木川の前身に当たる小川もしくは水路はあったと考えられる。

では、風土記時代現椎木川の河道に流れていたのは自然の川であったろうか、それとも人工の水路であったろうか。地図(7)A牧ガ坪井堰附近に立つと、南方に地図(7)Bの網線の地帯が微高地(目測のため明確には言えぬが、1.0m以下ではないと思う。地図(7)1の丘陵尾が及んだものか)があるため、椎木川はA附近から微高地Bによって中井出水路方面と現椎木川の方とに分流しそうに見える。鳥根大学の小畑浩氏(地形学)にこの点のご教示を仰いだところ、

地図(7)2・5の山の裾が東北から西南に向かって下りてきているので、椎木川がBの微高地によって分流しても、放置しておけばやがて3地点や6地点などから中井出水路側へ、点線矢印の方向に流れるのが自然であろう。人為的でなければ現椎木川の河道にはならないと思われる。昔から水田を作るためには人間は労力を厭わなかったし、一旦小さな水路を作ればあとはどんどん浸食されてゆく筈である(平成1年7月26日私のご教示)。

とのご意見であった。地図(1)~(10)に見る長海町と手角町の平野の周辺には沢山の古墳があり、古墳築造の労力を思えば、ここに新たに水路を設けることは十分可能であったと考えられる。

一体に、現椎木川の河道に水路があることで、いくつかの利便がある。即ち、①右述の地図(7)網線の微高地、さらにはその東と東南の水田地帯へ配水できる。②地図(7)1・2、地図(6)B・Aの山からの出水を食い止めることができる。③現椎木川左(東)岸の水田(地図(7)5附近。右の宝暦5年の検地帳によれば江戸時代には水田化されていたことが知られる)の「悪水」(不要水。この地方の方言)を排水できる。④地図(7)4(長海町字原田)・7(同町上椎木)附近の水田の悪水を排水できる。⑤中井出水路への「悪水」の流入を食い止めること

ができる。

右のうち①は最も重大である。第五章(12べ下段)で述べたように、地図(6)灰色の地帯が「河原」であったのは地図(6)C椎木井堰の氾濫によるものであって、これは現椎木川が地図(7)B堀越・A客山の裾を引き回した不自然な河道であることを物語っている。次に⑤も極めて大切であり、石橋景弘氏によれば、地図(7)A牧ガ坪井堰において中井出水路に入る水を調節できれば、中井出水路が「養う」(灌漑し成育させる意の方言)田にとって非常に便利となる。能海光夫氏も、中井出水路に入る水を調節できなければ、中井出水路沿いの田は水が集まり過ぎて耕作できない、と言われる。

かくして、現椎木川の前回は風土記時代の用兼排水路であったと言える。この前身としての水路がごく近い時代のものではなく、相当の歴史を持つことは、現椎木川の河口のデルタがかなり発達していることから想像できる。その水路が天和3年以降逆に本流となつたのである。その主たる原因は、右の⑤にあったものと私は考える。

即ち、第三章で述べた如く(9べ上段)、中井出水路と長海川との合流点では堤防が二段構えになっていた。現在も第二の小堤防が存続しているのは、まだ水害の危険性が残っているからである。手角町在住の野津朝徳氏(大正9年生)によれば、

長海川の堤防は現在では県の改修工事によって堅固になったけれども、大雨が続いた時には地図(6)の灰色の範囲で冠水する。冠水するのは合流点の南では水田の低い地帯である。合流点の北方では、現在大雨の時の水は地図(7)A牧ガ坪井堰から現椎木川に流れてしまうために南方ほど冠水しないけれども、それでも合流点北方の田(字下出々)に溜った水が長海川に落ち切れず、地図(9)の灰色の範囲が冠水する。敗戦前は現在の国道431号線(旧県道)の地盤が1.0mは低かったため、冠水時には徒歩で通れないことが数回あったし、敗戦後も国道より高く冠水した時があった。

という。右の冠水の範囲は、今日の如く現稚木川に排水されてもかなりの広さであるから、中井出水路が本流であった時代には相当な被害があったことは想像に難くない。(19) べ下段注(7)参照) かくして、天和3年以降、専ら排水の便のために風土記時代からあった用兼排水路を(改修して)本流としたことによって、長見川に合流していた大鳥川は消滅したものと考えられる。(6)

注(1) 大正10年頃(字拓植・字小深田・字蓮花田)・昭和7年(字小深田)・昭和49年(字拓植・字二又塚・字深田・字小深田・字大宮免)・昭和51年(字小深田・字宮ノ下・字小宮田)・昭和53年(字二又)。

(2) 鳥根県教育委員会編・発行『鳥根県遺跡地図』(出雲・隠岐編) 地図5、昭和62年、松江。

(3) 谷重豊季「嶋根郡の条里制について」『ふいーるど・のーと』7号7ペ・11ペ、本庄考古学研究室、昭和60年7月、松江。

(4) 松江市道路管理課所管明治9年『道鋪取調帳』附図、松江市税務課固定資産税係所管明治22年「字限地図」(長海村)、国土地理院昭和37年撮影航空写真(CG-62-2 C7A-21)、手角町圃場整備準備地図1:1,000(昭和34年頃測量)。

(5) 『嶋根郡長海村新発開改帳』(宝暦13年(1763)・嶋根郡長海村石新田新開改帳『(明和5年(1768)・嶋根郡長海村新発本田入改帳』(明和8年(1771)・嶋根郡長海村本田永否開改帳』(同年)・嶋根郡長海村新開本高入改帳』(安永三年(1794))。以上、能海光夫氏のご高配により拝見できたことを、記して感謝申し上げます。複写を県立図書館に納めた。

(6) 現稚木川がもとは大鳥川に從属する水路で、後に今日の如く本流となつたという私説の傍証として、水利権の問題がある。即ち、長海町は湯水時になると、稚木川の牧ガ坪井堰を塞いで稚木川の水を長海町の中井出水路に取り入れてしまう。これは現稚木川が、もとは長海領内を本流として流れていたことに発する慣行ではないかと考えられる。その結果、湯水時には手角町側では地図(10)二稚木井堰の水の取り合いとなる(手角町、野津朝徳氏)。この際手角町側は牧ガ坪井堰からの漏水(井堰を閉じて、2・3割の水が現稚木川に流れる)と、長海町字原田・字上稚木(地図(7)・7)からの悪水と、手角町字堀越の田(地図(10)ハ)の悪水、さらに不足時には地図(10)イ右谷堤の用水を地図(10)口で稚木川に落して利用することになる。

ちなみに、長海川についても水利権は長海町側に有利であり、地図(10)チ

にある手角町の川島井堰よりも上流にあるト杉戸井堰(長海町の網線の範囲を「養う」)を湯水時に長海町は塞いでしまう。このため、手角町側は、杉戸井堰の漏水(1・2割が長海川に流れる)と、杉戸井堰から下流長海川左岸沿いの長海町領の田(字角田・字下出々)の悪水、手川島井堰から数10m下流の長海川右岸の田の中(手角領)から湧き出る水(長海川の伏流水)を利用する。

かように厳しい水利権の問題が原因ではないかと推察(他村の例へ例えば滋賀県竜王町大字岡屋と大字山中(註)から)されるが、かつて長海村には紺屋、手角村には野鍛冶があったけれども、互いにこれを利用するのをやめてしまった(時代不明)、両村での縁組みもやめてしまった(時代不明)ことがある。長海町に現存する明治45年生まれの婦人が、両村の間の縁組みが再開された最初の人という(能海光夫氏による)。

\* 明治初年と思われる時期に竜王町の両大字の間に水利権の争いが起り、両村は一時仲が悪かったという。通婚の断絶までには至らなかったらしいが、毎年7月16日夕刻から行なわれる虫送りのタイムツを山中・岡屋間では受け渡しをせず、山中は前日に済ませてタイムツを岡屋境に置いて帰ってしまうことや、岡屋の氏神のカンジョウ繩の真中に付ける弓矢を「大字山中の方に向ける」如き風習は、かつての水利をめぐる両村の緊張関係の名残りと思われる。

## 七 「二水合」流路の長見川の流路

『風土記』によれば、大鳥川と合流してからは長見川は「東流」して「入海」に入るとする。現在の長海川も中井出水路と合流してから東に流れて中海に入っている。現在の河道もしくはそれに近い場所を長見川が流れていたかのようである。

しかし、以下に述べる如く、長海川の旧河道は往古合流点から南方に流れていたことがほぼ確実である。従って、もし『風土記』当時「二水合」流後の長見川が南に流れていたのであれば、『風土記』には方位に関する誤記があったか、現在とは異なる特別な方位感覚があったことになるので見逃せない。特に、次章以下で『風土記』の地理的誤認の問題を扱うため、風土記時代の合流後の長見川の流路を本章で確実にしておきたい。

第四章10べ下段で述べた如く、中井出水路と長海川の合流点地図(3)

Jから南には、北(1)と南(7~9)から下りて来た微高地に挟まれた低地が続いている。これは地図(4)の航空写真から検出される低地帯Cと一致する。そして、この低地に合流点から南に向かって「下杉戸水路」が流れており、現在でも大雨の時には前章で述べた如く同水路を中心とする一帯が氾濫する。

この「下杉戸水路」沿いにも中井出水路と同じく特に田の深い地帯がある(3)、地図(2)に灰色のメッシュで示した。石橋景弘氏によれば、昭和35年秋に開始した圃場整備以前には、国道431号線よりも海側のこの地帯の中には、太股まで埋まり(深さ約70cm)、それから下は、板を敷いて足が湿まないように工夫した(従って深さは約70cm以上になる)場所が随所にあったという。第三章と同じく地図(2)に、これらの特に深い地点に記号を打って説明を加える。

- コ 手角町字川島。深さ1.0 m。
  - サ 長海町字下杉戸。深さ50 cm。
  - シ 同町字穴ヶ坪。深さ70 cm。
  - ス 手角町字柳瀬。深さ1.0 m以上。
  - セ 同。深さ1.0 m。
  - ソ 手角町字春日田。深さ1.0 m以上。
  - タ 同町字柳瀬。深さ1.0 m。
  - チ 同町字江尻。深さ1.0 m以上。
  - ツ 長海町字小屋尻。深さ約40 cm。
  - テ 手角町字夫手。深さ1.0 m。
  - ト 同町字江尻。深さ40 cm。
  - ナ 同。深さ50 cm。
  - ニ 同。深さ40 cm。
  - ヌ 長海町字真貝。深さ30 cm。
- その他地図(2)C地点も田が深いため、戦時中米軍の投下した爆弾が爆発しなかった、と能海氏は言われる(4)。
- 第三・四章の考察の結果からすれば、地図(3)に見る丘陵尾に挟まれ

た南の低地を流れる「下杉戸水路」沿いの場所に長海川の旧河道があったものと推定される。これについて小畑浩氏は、

放置した状態にしておけば、この低地の方向に流れる可能性もある。従って、「下杉戸水路」附近に長海川の旧河道があった可能性はある。但し、可能性があるからと言って直ちにこれが旧河道であった、ということの意味しない。(平成1年8月11日私的ご教示)

ここで、さらに「下杉戸水路」附近を考古学の面から検討する。即ち、地図(2)A一帯には弥生時代前期から古墳時代にかけての遺物の出土する「夫手遺跡」があり、B附近には縄文時代後期の「柳瀬遺跡」がある。これらの事実によって、内田律雄氏は「この平野が、すでにこの時代に形成されていたことを物語るものである。弥生時代には、夫手遺跡に示されるようにこの平野に於いて水稲農業が営まれ」(注(5)論文)「両遺跡の遺物の出土状況と量から判断して、ここに住居跡があったものとみなされる。」とせられる(平成1年2月私的ご教示)。

結局、縄文時代後期にはすでに「下杉戸水路」から現在の長海川を含む広い範囲は沖積地となっており、地図(2)の田の深い地帯が、上流と異なり海に向かって扇状に広い地域を占めることからすると、旧長海川は「下杉戸水路」の傍らだけでなく、附近一帯を長い時間をかけて移動を繰り返していたのであろう。以上、地図(2)合流点ケの南に続く田の深い地帯は、これまで示した資料から判断して、地図(3)1の北から及んだ微高地に遮られた旧長海川が南流していた痕跡であると考えざるをえない。

この南流していた長海川旧河道が、いつどのような理由で現在の如く東に流れるようになったかは、地形学の上からは明確な解答はできない、と小畑浩氏はせられる。即ち、

長海川が地図(3)1の微高地を横切って海に出た理由については、自然災害によるものか、人為によるものかは判定できない。長海川は小さな川なので、鉄砲水によって東進したものであろうかとも疑わし

い。しかし、災害で東に変わった可能性が全くない、とも言えない。微高地を越えて東方に流れているのは、人工的な印象を受けないでもないが、それも確かな根拠がある訳ではない（平成1年8月11日私的ご教示）。

私は、地図(2)Aに弥生時代前期末から古墳時代の集落遺跡があり、弥生時代既に「この平野に於いて水稲農業が営まれ」ていたことからすると、長海川の東流も水田耕作上の問題が係わっているのではないかと推定する。即ち、度々見て来たように、地図(3)1の微高地が「下杉戸水路」附近まで迫まっているから、旧長海川が「下杉戸水路」附近の低地に流れていては、現長海川右岸のP附近一帯の微高地と、現長海川河口両岸附近を灌漑するのに不便である。低地を流れる「下杉戸水路」からは、自然のままでは水が上らないからである。

地図(1)の水路網と配水圏を見ると、右の長海川右岸沿いの微高地と長海川河口両岸の水田（手角町領）は、微高地を横切つて東流する、長海川の2カ所の井堰チ・リから配水されている（斜線の範囲）。この水路網であれば、微高地の高い所から低い所へ向かって水が流れてゆくことができる。同じ原理は「下杉戸水路」の右岸の長海町の微高地にも働いている。即ち、地図(3)7・8・9が下ってくる微高地上の水田には、「下杉戸水路」からは水が上らないため、長海川の、杉戸井堰トから配水されている（網線の範囲）。この水路網であれば、トから「下杉戸水路」に向かって水が流れてゆくことができる。

以上から、私は地図(1)チ附近から長海川河口右岸にかけての微高地と河口の両岸一帯の灌漑を目的として、ある時代に（災害による河道の東方への移動を利用することも可能である）大鳥川との合流点から東に向けて改修したのではないかと推定する。その時期は明確にはできないが、土木技術的には弥生時代後期から古墳時代にかけては可能であったと考えられる。従って、『風土記』記載時には長海川は既に「東流」していたものと思う。

この点についてさらに念を入れるため、『風土記』の方位感覚の間

題も考察する。『風土記』は大鳥川の流路の方位を「南」としている。そして、現在の椎木川の（上）中流と中井出水路の流れる方位は、地図(1)に見る如く正確な地図上の方位（磁針）での真南に近い。そして合流後の現長海川の方位はほとんど真東に近い。ただし、本章の冒頭で述べた如く、『風土記』には独得の方位感覚が時に見られるため、慎重を要する。注(1)に記したように、『風土記』の記す島根郡野浪浜の「東」は、実際には北である。私はかつて、これは『風土記』の誤記ではなく、野浪浜が北西に向かつて90度湾曲した地形であることから生じた錯覚によるものであり、この独得の方位感覚は現在の野波町の住民にも存在することを述べた。そこで、このような方位感覚が長海町の住民にないか念のため調査した。即ち、能海光夫氏の磁石や地図によらない、日常的な方位感覚をお尋ねすると、地図(1)の如くになった（能海氏宅を中心とする）。これによれば、東（美保関町のサルガ鼻の崎が目標）と西（枕木山の頂上と枕木町の人家の中間が目標）は磁針の方位にほとんど近く、「北」（Aの忠山が目標）が若干ずれて北北東よりさらに北に近い方位である。そして「南」が約45度ずれている。この原因について能海氏は、Bの谷を「深廻の谷」と称し、この谷の方向に本庄町の市街地があつて、「本庄町の街の方向が「南」にあたる」と昔老人に教えられたことによるもの、と言われる。

この能海氏の北と東西の方位感覚は磁針の方位とほぼ近いし、「南」の感覚も右の「野浪浜」の如き独得の地形により生まれた特別な方位感覚ではない。風土記時代合流点から「下杉戸水路」の方向の南方、もしくは東南方に長見川が流れて、これを「東流」と感じていたのなら、ほとんどこれと同じ方向に流れていた大鳥川についても「東流」と記したかもしれない。また、諸本も長見川の流路の方向は総て「東」に一致し、大鳥川の方向を総て「南」とすることで一致している。さらに、『風土記』が「長見川源出……大倉山東流」とするのは、現在の長海川の中流から下流にかけての方位を示しており、これは現在の合流後の方位と一致している。

以上によって、「二水合」流後の長見川の流路は現在の長海川とほぼ同じか、これに近い河道であったと考えられる。

注(1) 島根郡野浪浜・秋鹿郡惠曇浜の「東」は実際には北である。これは二つの浜が共に北西に向かって90度湾曲しているために起る錯覚が原因である(服部旦『出雲国風土記』島根郡「野浪濱」の考察『風土記研究』創刊号50〜51頁、風土記研究会、昭和60年10月、社町)。

また、島根郡山口郷の「正南」は実際には西南である。これは島根郡家(私説では松江市福原町の台地の中心部)から山口郷の「郷庁」に向かって出発する道の方向が真南であることによる(服部旦『出雲国風土記』島根郡家の比定——「布自積美高山 郡家正南七里二百一十歩」を手がかりとして——『大妻女子大学文学部紀要』21号20〜21頁、平成1年3月、東京)。

その他、島根郡瀬崎成の「東北」・島根郡加賀郷の「北西」にも問題がありそうである(『大妻女子大学文学部紀要』21号15〜16頁、平成1年3月、東京)。

(2) 昭和38年夏の集中豪雨の際には国道に架かる「下杉戸水路」の橋脚が流失したほどの水が流れた(能海光夫氏による)。

(3) 石橋景弘氏によれば、この合流点から南の田の深い地帯は、昭和35年秋から始めた圃場整備工事によって土地改良したため、現在では浅くなっている。

(4) 不発弾の可能性もあるが、参考までに記す。昭和20年8月10日頃の空襲の際、長海町の津森正利氏夫妻・能海政義氏(故)・津森幸次郎氏(故)ほか数人が地図(2)Dの小丸山に避難していると、水田に大きな音と共に土と水煙が上がった。数10分後に行ってみると、水田の中で穴も見つからなかった、という。爆発音がなかったので破裂しなかった筈である、と能海光夫氏は言われる。

(5) 「弥生時代前期末から土師器に至る土器と乳棒状石斧、石庖丁様石器等が出土している。」(内田律雄「手染郷からみた嶋根郡家とその位置について」『八雲立つ風土記の丘』24号2頁、島根県立八雲立つ風土記の丘編・発行、昭和52年、松江)。

出土地点は石橋景弘氏のご記憶により記入した。この遺跡を発見せられた恩田清氏によれば、「遺物は造成した田と水路の断面にしっかりと詰まっております、掘り出すのに苦労した。後から捨てた遺物ではない。」(平成1年8月27日私的ご教示)。また内田律雄氏も、20数年前水路の壁から弥生時代前・中期の土器と弥生時代と推定される石器を採集せられた(島根県立風土記の丘に寄贈)。(平成1年9月4日私的ご教示)

(6) 「縄文時代後期の磨消縄文土器、石錐等の他、ドンダリの貯蔵穴が発

見されている。」(内田氏本章注(5)論文)。

地図(2)Bは、石橋景弘氏がドンダリの貯蔵穴を現認された位置である。恩田清氏のご記憶では、「ドンダリの貯蔵穴は深さ2.0m位(石橋景弘氏のご記憶では1.0m位)から出土。直径1.0m位で、穴を粘土で固め、外側を厚さ20cm位の砂で覆い、中にはドンダリがぎっしりと詰まっていた。この貯蔵穴の北方約30mから縄文土器が出土した。」という(平成1年8月27日私的ご教示)。

内田律雄氏も「20数年前ここでドンダリを採集し製図もしたが、実物は風化してしまった。」と言われる(平成1年9月4日私的ご教示)。内田氏注(5)論文によれば、古墳時代になると、遺跡は内陸の長海町の現住宅地に近い地域に移動する。柳瀬遺跡で石錐が出土しているところからすると、縄文時代は海岸附近に居を構え漁撈にも携ったものであろうか。

(7) 地図(8)に見る如く、現長海川の右(南)岸には「条里型土地区画」が検出されない。これは、南岸が低湿地のために開発することができなかったのではなく、度々述べたように大鳥川と長見川の合流点に大量の水が集中して浸水を繰り返したためではないか、と推定する。

(8) 「弥生時代の初期のころには畔畔による小規模な水田区画と小水路や井堰を設けた程度の技術段階のもとでわずかに谷頭や低湿地の縁辺を利用していたに過ぎなかった(中略、服部)。」ところが中期になると築堤や溝渠の開削など小河川の水を利用した灌漑技術が普及した結果、低湿地はもとより沖積平野の微高地や台地の縁辺を中心に、より大規模な開発が展開されて、遺跡の数は飛躍的に増加する(中略、服部)。そしてさらに弥生末期から古墳時代へかけてのころになると、溜め池を築造し大規模な水路をひらきつつ微高地や低台地の上也に進出してゆくようになるのである(後略、服部)。(神崎勝「加古川流域の古代史(上・中流篇)」40〜42頁、妙見山麓遺跡調査会、平成1年、兵庫県加美町)。

(9) 大正15年本庄町市街地の火事の煙が地図(1)Bの深廻(その谷の西南の尾根に上った時、この方向を老人が「南」と言ったのを記憶せられたものである)。

\* 島根半島(私の調査範囲。島根県の他の地方に例があるか否かは未調査)では、谷を意味するサヨの字に「廻」を宛てるのが慣習である。誤植ではない。

## 八 大鳥川の本流と水源に関する『風土記』と『抄』の

### 地理的誤認

次に、大鳥川の本流と水源に関して『風土記』と『出雲風土記抄』

の記載に疑問があるため、これを取り上げたい。『風土記』には、大鳥川源出三郡家東北二十里一百一十歩墓野山<sup>○</sup>南流……

とあり、『抄』には、

水源、自<sup>ニ</sup>長見<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>北浦之界、墓野山<sup>一</sup>出<sup>テ</sup>南方来<sup>ニ</sup>于<sup>テ</sup>杵田、社前<sup>一</sup>与<sup>ニ</sup>長見川<sup>一</sup>合<sup>テ</sup>東流<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>于<sup>テ</sup>千海<sup>ニ</sup>河、水源大倉山<sup>ト</sup>与<sup>ニ</sup>墓野山<sup>一</sup>之間、隔<sup>ニ</sup>三十六町五十間<sup>一</sup>也(返り点送り仮名はママ)とある。

墓野山の名は現存せず、また地元の周辺地域に小字名・通称地名としても残っていない。『抄』は当時「墓野山」の名が現存するかのようにも受け取れる書きぶりをしていられるけれども、『抄』は島根郡の山の条では『風土記』の山名をそのまま用いているから、確実ではない。

墓野山の比定に関しては、諸説は地図(図E)の忠山(写真(3)・D(5)・G・(7)D)。八東郡美保関町大字千酌と大字北浦に属す)とすることで一致する。しかし、この場合椎木川(大鳥川)の水源は忠山にないから、矛盾が生ずる。

即ち、忠山の北方の谷(大谷)の地図(図E)を源とする流れ(大谷川)はそのまま北に流れて大字北浦の海水浴場に注ぎ、南方の谷(馬見谷)を流れる流れ(稻積川)は南方の小幸神の峠Gで遮られ、北東に転じ、大字北浦内の字稻積で海に注いでいる。現地調査の際に、「椎木川の水源は忠山にありますか。」と能海光夫氏にお尋ねしたところ、氏は言下にこれを否定し、「忠山の水は大字北浦側に流れる。」と答えられた。

地図を一見する限りでは、椎木川の水源はあたかも忠山にあるかの如く見えるけれども、地図(図H)の「高平」(写真(3)B・(5)E・(7)B)の尾根が小幸神の峠Gまで東に下りて来て、小幸神の峠からは西方(手角町の山)に向かって尾根は上ってゆく。この分水嶺(地図(図)の……線)によって忠山の水は南方長海町側に流れることができな

い。従って、大鳥川の上流は現在の椎木川の上流に等しいから、墓野山を忠山に宛てるのは誤りとなる。

一体に、大鳥川の流れは『風土記』の記す如き1本ではなく、実際には2本ある。1本は地図(図E)延谷山(灰色の範囲。第二章の「お立ち山」に同じ。写真(3)A・(5)C)の5カ所の水源、即ち、地図(図E)セ(字大岩ヶ谷)・ソ(字青木ヶ谷)・タ字滝ノ谷(本流)・チ(通称地名ツイノケ)・ツ(字深谷)を集める延谷川(下の合流点から上流の名称)である。もう1本は、力(字長谷)・キ(字小幸神)・ク(字乳母谷)本流(字西乳母谷)・コ(字コビ谷。能海光夫氏はコブ谷と発音される)の5カ所の水源の水を集め、ト(字岩崎)で延谷川に合流する鍋谷川である。『郡村誌』は後者を「山ノ奥溝」と呼んでいる(スの灰色の範囲が字鍋谷、シの灰色の範囲が字山ノ奥である)。

延谷川はタが本流で、鍋谷川はクが本流である。本流クの流れる谷を乳母谷(字名でもある)と称するが、別に通称地名で「本谷」とも呼ぶ。これは、長い谷間の中の最奥にして南から見た正面にあり、また谷の広さも大きいことによるものである。

最初椎木川の水源について能海光夫氏にお尋ねした際、氏は「椎木川の源は延谷山にあり、水量は鍋谷川の3に対し7の割合で延谷川の方が多い。」と答えられた。『郡村誌』に椎木川の名称がなく、代りにこれを「延谷川」と呼び、そして、鍋谷川の流れを「山ノ奥溝」と呼んで川と溝という区別をしている。これも、椎木川が延谷山に発し、延谷川の方が本流である、という認識を示すものである。

以上から、『風土記』は大鳥川の流れを「出……墓野山<sup>○</sup>南東流」とすべきところである。但し、『風土記』は長見川を「出……大倉山<sup>一</sup>東流」の如く、中流(地図(図E)附近)と下流の方向を示しているから、大鳥川の場合も下流のみの方向を示して「南流」と記したものと解し得る余地もある。従って、問題の大鳥川の水源地および流路の方位に関する疑点を解消しようとするならば、「墓野山は延谷山を指し、「南流」は延谷川と鍋谷川がトで合流してから以降の下流の方位を示す」

と解さなければならぬ。

確かに、『風土記』鳥根郡の川の中でも、野浪川(現里路川)の「西流」は中流(よりもやや上流寄り)から下流にかけての方位を示しているかの如くであるし、多久川(現講武川)の「西流」は、明らかに中流を記しているから、大鳥川の「南流」もトの合流点から下流の方位を記したものと解し得る余地もある。

しかし、この場合延谷山を墓野山に比定することになり、そうすると今度は、距離の上で「郡家東北一十二里一百一十歩」と合致しなくなる。即ち、私はかつて第二章注(9)論文において、墓野山を忠山とし、その登山口を本論文地図(2)サ地点とした。サは鍋谷川左岸の山道の登りが始まる地点で、ここから二通りの道で忠山に登る。一つは赤色の実線で示した『風土記』の「通道」(即ち「隠岐国道」)によりGの峠に登って美保関町大字北浦側に出、忠山の南斜面を大岐神の峠F(写真(3)C・(5)F・(7)C)に登り、Fから頂上Eに向かう道である。もう一つの道は小幸神の峠Gから……線の尾根伝いに高平Hに登って、その後は大岐神の峠Fから頂上Eに向かう道である。前者の道は昔の主要道(この地方では江戸時代の主要道を「殿さん街道」と俗称する)であるのに対し、後者の道はGから細い純然たる山道となり、勾配もはるかに急である。

右の論文において、このサを起点として、「復元」した「通道」上一十二里一百一十歩を巻尺で実測してみたところ、松江市福原町の「大門・小門の十字路」の東206.1m地点となった。そして、右の論文以後の私の一連の研究論文でも、鳥根郡家の位置は総て福原町の大門・小門の十字路を中心とする台地上に落ち着いた。さらに、この結論は、昭和63年10月の段階で、考古学的な発掘調査によってほぼ裏付けられた(本章注(4))。

仮に墓野山が延谷山であるとして計算しても、以下の如く『風土記』の距離と合わない。即ち、現在の長海町の人々が延谷山の登山口として意識している場所は、地図(2)ト地点(字岩崎)である。ここは、鍋

谷川を北へ渡れば忠山に、そのまま延谷川右岸伝いに道を辿れば延谷山に達する、分岐点である。丁度延谷の東西に深く細長い谷(延谷)の地名起原であろう)の入口に当る場所である。

このト地点と福原町の大門・小門の十字路(正確には東の丁字路)との間の「通道」上の実測値は、577.132mである。これは、『風土記』時代の一十里二百三十九歩に相当するから、トを墓野山の登山口とする、『風土記』よりも89.16m(約一里一百八十歩)も不足する。『風土記』の山への距離は、登山口かもしくは山裾(或いはその両方を兼ねた場所)を示すので、トから約250m西に進んだ延谷山山裾のテ地点(トから延谷山に上る道(終点は用水池)の途中からは幾本も屋根に上る山道が枝分れしているが、このテ地点は最初の山道(尾根へ上る長い点線の矢印)が東北に向かって分岐する場所である)まで測ったとしても589.16m、即ち一里以上も不足する。これは誤差として説明できない大きさである。

さらに、延谷山を墓野山に比定することには、以下の山容の点からも困難があると思われる。即ち、『風土記』の「山」の条で採り上げられている山の多く(ほとんど?)は、山容が大きく、周囲からも目立ち、独立性のある景観を持っている。墓野山は「山」の条に採録されていない(その理由については第十章28ページ参照)けれども、山の条と同じく郡家からの距離が示されているところからすれば、特に目立つ山の可能性が高い。とすると、写真(5)Cと地図(2)でも判るよう、延谷山は地図(2)M(写真(5)A)枕木山の頂点から東に続く大きな山塊の一部で独立性は全くないから、墓野山に当たる可能性は非常に低いと思う。延谷山の名は他の山と明瞭に区別される一箇の独立した山であることから生まれた山名ではなく、多くの尾根と谷からなるいわば「山林」に与えた名称であって、この広い山林の一部に字延谷が所属するところから起った山名である。別名の「お立ち山」も第二章に記した如く、諸村立ち合により境界が確認されたことに原因すると推定される同じ「山林」に与えた名称である。

そこで、『風土記』の大鳥川の「南流」が水源地から下流全体も含めた方位で、かつ水源地についても記載に誤りがないものとして解釈しようとするれば、「大鳥川は鍋谷川地図(図2)を指し、墓野山は、高平、Hを指している」と解せざるをえない。山道はないが高平に登るのは乳母谷(別名本谷)からである。乳母谷の入口と右述の忠山登山口サは至近距離にあるから、距離的には矛盾しない。しかし、『風土記』の「山」は右述の如く独立性があり、量感も秀でているものが挙げられる傾向であるので、延谷山同様この点が「高平」の障害となる。即ち、写真(3)B・(5)E・(7)Bに見る如く、高平には独立性も感じられない。高平は枕木山Mから発し、L・J・Iの峰に達した尾根の「余波」ともいうべき場所である。ヒラとは山地の地形を示す場合、山の垂直な(もしくはそのように見える)斜面、広い(平坦な)斜面、山の側面を意味し、それは出雲でも同様であるから、「高平」の地名起原は写真や地図でも推測できるように、高くても広い斜面にあると考えられる。以上から、『風土記』の「山」が、独立した大きな山の中の小さな一部分の「山林」を指した事例がない限り、墓野山を高平とすることはできない。

結局、既説の通り墓野山に該当する山は忠山とせざるを得ない。長海町の入口の国道431号線から北へ長海町の人家部に向かって進んだ時に最初に目に入って来るのは写真(5)H(芋山。地図(図2)N)・I(高丸。地図(図2)Oの東北163mの山)・D(大高丸。地図(図2)I)の峰々であり、次に目立つのが写真(5)G・(7)Dの忠山である。写真(7)Dは地図(図2)M地点から見た忠山である。美しい円錐形のこの山は、国道431号線を北に進み手角町内に入っても、手前の100m前後の山の向う(北西)に頭を出しているし、中海を挟んだ南の対岸東出雲町方面からも嵩山(『風土記』布自積美高山)・枕木山(大倉山の一部)の連峰と共に良く目立つ山である。これは、日本海岸側の諸所および海上においても変わらない。

以上の考察の結果、『風土記』に地理的誤認があるものと理解するのが最も妥当と思われる。即ち、大鳥川の水源地が現在の忠山にある

と誤り、その本流を支流の鍋谷川と誤っているのである。これを地質学の面からも裏付けたい。即ち、吉田鎮男氏(東京大学理学部地質学)のご教示によれば、風土記時代、鍋谷川の水源地のキがGの峠を越えた忠山Eにあったことは地質学の上からは全く考えられない、という。

鍋谷川の水源地(地図(図2)キ)から小幸神の峠Gまで40mの標高差がある。また、稻積川の流れる谷の才地点からも50mの標高差がある。火山でない限り、1200年程度の間で40m〜50mも隆起した事例は地質学的には知られていない。もし仮にそのようなことが近い時代に起ったとすれば、小幸神の峠Gの東北の谷才の刻み方の方向(樹枝パターン)が現在の鍋谷川キ附近の谷の刻み方と同じ方向で残っていないければならない筈である。しかし、実際にはその逆の方向を向いている。小幸神の峠の東北の谷才の樹枝パターンの方向は、才を流れる稻積川が古くから現在の如く東北に向かって流れていたことを示している(平成11年11月14日私的ご教示)。

この『風土記』と同じ誤認を『出雲風土記抄』が犯しているものと思われる。即ち、『抄』の「大倉山と墓野山之間、隔二十六町五十間」也は枕木山頂上と忠山頂上までの(地図(図2)上での)距離に近い。同じく『抄』が「長見と北浦之界、墓野山」とする村境は、地図(図2)Gの小幸神の峠に走っている!……の線である(文政4年「出雲国十郡絵図」も同じ)。この境界線は、枕木山Mから続く北山山脈の南北を分かち長い明確な分水嶺上にあるから、『抄』の時代に確実に溯るものである。従って、『抄』も『風土記』と全く同じように、大鳥川の本流を鍋谷川に誤り、その水源地を忠山に誤っていることになる。

また、『抄』が大鳥川と長見川の合流点に関して、「来三杵田社前」と長見川(合)と記しているのも余り正確な表現とは言えない。合流点は、杵田社(地図(図2)Q現長見神社)からは直線で350mも離れており、「杵田社前」という表現は直前の如くにも受け取れるから、適切とは言えない。あるいは江戸時代前期には長海川が神社近くを流れていた

可能性はないか、と考えて能海光夫氏に確認したけれども、椎木川旧河道の場合とは異なり、そのような伝承はなかった。ただ、長見神社の南180mの地図(2)aの灰色の地帯と(東西約200m南北約20m)と西南方のbの灰色の地帯(東西約180m・南北約20m)の田が深い(約40cm)、という。これがもし『抄』時代の長見川旧河道であれば、大鳥川との合流点は今よりも120mほど長見神社に近かったことになるので、『抄』の表現はさほど不正確にはならないことになる。このa・b地帯は、地図(4)に示した航空写真から検出される低地帯Bと一部が重なるので、あるいは長海川のある時代の痕跡を示すものかも知れない。地図(4)の東西の低地帯が長海川旧河道であれば、合流点は約120m北の地図(4)aになる。その場合、合流後の河道は地図(4)の如く「南流」することになる。しかし『抄』は合流後の長海川河道を「東流」入三海」と、現在と同じ方向を記している。従って、地図(2)a・bの田の深い地帯は、少くとも『抄』時代の長海川の河道である可能性はないことになる。

右述の『抄』が、枕木山と忠山の間を「十六町五十間」としたのは、地図により判断したものであると思われるので、問題の「杵田社ノ前」という記載も、机上での感覚か、莫然とした記憶か、不正確な伝聞によるものと考えられる。

結局、『抄』が長見川の水源地に関して誤り、大鳥川の本流と水源地に関して誤り、合流点の場所について不正確な記載をしている原因は、著者の記憶違いや不正確な伝聞だけでなく、地図上で判断していることにもあるのではないかと考えられる。

周知の如く『抄』は現地を良く知る出雲国人による最初の注釈書として重視されて来ている。本論文で取り上げたのは僅か二つの川にすぎないが、その僅かな記載の中にも相当な誤認のあることが明らかとなった。従って、本書の利用に際しては十分な批判を必要とすると思う。

注(1) 第一章注(7)書。

(2) ツイノケは、能海光夫氏によれば、地図(4)の山の大地すべりによってできた谷、という。ツイノケは『島根県方言辞典』(広戸偉 矢富熊一郎

編、島根県方言学会発行、昭和38年、松江)にある「ついでぬけ 崖崩れ。山崩れ」に当る。同辞典には「つえ 崖崩れ。山崩れ。」「つえ 崩れる。つぶれる。などが見られる(古語の「潰」・「潰る」に当るものである)。ノケは「抜け」の転(出雲方言ではウ／＼はオ／＼に交代する)で、同辞典の「ぬける 土崩れがする。ずり落ちる」の連用形の名詞化であろう。

(3) 「山ノ奥海 幅五尺長六町四拾七間三尺村ノ東北字山ノ奥ヨリ出テ西南ニ流レ字岩崎ニ至リ延谷川ニ会ス其間田七段歩ノ用水ニ供ス」(『島根郡村誌』長海村)

(4) 金塚栄太郎氏(八東郡美保関町大字北浦在住。昭和21年生)のご教示。私もこの附近は昭和59年に10回ほど踏査しているので良く承知しているが、この二通りの道しかない。地図上で見ると、地図(4)の水源地のある乳母谷を南から直進して高平頂上Hに登るのが近道で良いように思えるが、実際にはそのような急峻な道はない。少なくとも江戸時代に溯る旧道(拙稿第七章注(1)『大妻女子大学文学部紀要』21号論文に記した如く、松江市教育委員会による発掘によっても、島根郡家福原町説はほぼ確実となった)から、私が『山陰史談』21号論文において「通道」として「復元」した江戸時代に溯り得る旧道は、風土記時代に溯り得るということがほぼ決定的となった)は低い鞍部を結ぶように(地図(4)の場合はGからF)設けられ、できるだけ急勾配を作らぬように配慮しているのが特色である。

(5) 拙稿本論文第七章注(1)論文9ペ下段注(10)参照。

(6) 松江市道路管理課所管「5000」松江市基本平面図「No.8」の上にキルビメーターを回転させて測った数字である。実際に旧道の上に巻尺を這わせて計算するのが私の研究方法であるけれども、この程度の近距離間では重大な誤差は生じない。

(7) 拙稿「古事記『比良』語義考」『大妻女子大学文学部紀要』8号、昭和51年3月、東京。

(8) 本章注(2)『島根県方言辞典』にも「ひら (1)傾斜地。斜面。(2)山の側面。」とある。八東郡鹿島町大字上講武字畑谷在住の石橋清氏(大正14年生)は、大字上講武字橋立の松江市農芥焼却工場正門前で、同焼却場の南西のさほど広くない山の斜面を指して「あの山の、こちら側に向かって下りて来ているフライが……」の如く使用された(昭和62年3月30日調査)。

また、島根町大字大芦在住の宮廻正雄氏(大正13年生)によれば、大芦には、植林に適した地勢を示す諺の「峯松、谷杉、フラ檜」がある。このフラは山の中腹を指している(平成1年9月10日調査)。

(9) 八東郡島根町瀬崎の『風土記』瀬崎成から見た忠山の写真を下記の拙稿に掲載したので、参照頂きたい。

『出雲国風土記』島根郡家の比定——埼埼成の比定と古道の「復元」

を手がかりとして、『大妻女子大学文学部紀要』19号81頁・82頁写真、昭和62年3月、東京。

(10) 吉田鎮男氏のご教示によると、「全体的に見て、地図⑫に見える枕木山Mから小幸神の峠Gに続く尾根全体は、南側から北側に向かって侵蝕している地形(尾根の南側の等高線の方が密)である。だから、逆に北側の忠山の方から南方の尾根を奪い、その結果、もと忠山から長海町内に入っていた流れが北側の北浦側に転じた、というようなことは起り得ない。但し、数10万年前、100万年前のことであればあり得るかも知れぬ。」というご意見であった。吉田鎮男氏をご紹介下さった山田静雄氏にも厚く御礼申し上げる。

(11) 字喰田・字角田・字高見・字大出々にかかると。

(12) 字小前田・字前田・字平田にかかると。

(13) 最近内田律雄氏が、古代の郷の比定にあたって『抄』を無批判に継承することの危険性を指摘せられた(内田律雄「出雲・長者原廃寺と神門郡日置郷」『青山考古』第7号、平成1年5月、東京)。内田氏は現出雲市大津町の地を『抄』が「塩治郷」に入るとしたのに対し、「日置郷」に属していたとすべきであるとせられた。内田氏は根拠を十分には示されていないように思われるが、『抄』を無批判に踏襲することの危険性については本研究によって痛感するところなので、ここに紹介する。

## 九 『風土記』の長見川・大鳥川の採録に関する疑点

鳥根郡には長見川よりも大きな川がいくつかあるにもかかわらず『風土記』はそれらを採録していないのは不審である。さらに、大鳥川は長見川よりもさらに小さな川で、しかも長海川の支流であるにもかかわらず、他の大鳥川よりも大きな川をさしおいてこれを採録しているのは一層不審である。

まず、この問題を考察するため、左にこの地方に住む方々の認識を比較総合し、私の判断も加えて、鳥根郡下のめばしい川に順位をつけることにする。<sup>(3)</sup> \*を附したのは『風土記』に採られている川である。

\*①朝酌川(『風土記』水草川。松江市福原町ほか)

\*②澄水川(『風土記』加賀川。八束郡鳥根町大字加賀)

\*③講武川(『風土記』多久川。八束郡鹿島町ほか)

\*④本庄川(松江市上本庄町ほか)

\*⑤里路川(『風土記』野浪川。八束郡鳥根町大字野波)

\*⑥持田川(『風土記』水草川の支流?松江市東持田町)

\*⑦千酌川(八束郡美保関町大字千酌。地図⑫イ)

\*⑧森田川(八束郡鳥根町大字大芦)

\*⑨千酌路川(風土記時代には「野浪川」の支流であった可能性がある。▲拙稿『風土記研究』創刊号論文参照。鳥根町大字野波)▽

\*⑩長海川(『風土記』長見川)

\*⑪日吉川(『風土記』水草川の支流?松江市西持田町)▽

\*⑫枕木川(別称邑生川。松江市邑生町ほか)

\*⑬椎木川(『風土記』大鳥川)

\*⑭生馬川(松江市東・西生馬町ほか)

\*⑮北田川(松江市法吉町ほか)

\*⑯南川(別称新庄川。松江市新庄町ほか)

\*⑰潮音寺川(鳥根町大字加賀)

\*⑱馬見谷川(美保関町大字千酌)

\*⑲佐波川(鳥根町大字加賀)

\*⑳稲積川(美保関町大字北浦。地図⑫オ)

\*㉑出畑川(美保関町大字千酌。地図⑫ア)

\*㉒保田川(『風土記』水草川の支流?松江市上東川津町)▽

\*㉓菅川(美保関町大字菅浦)

\*㉔上宇部尾川(松江市上宇部尾町)

\*㉕大井出川(松江市朝酌町)

『風土記』の川の記載方法は鳥根郡家(松江市福原町)のお膝元の水草川から始めて西に進み、大鳥川の次から日本海側に移り、野浪川から多久川まで西に向かって記載しており、これは浜・浦・島の記載

順序と一致している。そして\*を見れば判るように、代表的な川を列挙しようとする方針に従っているかの如く見受けられる。しかし、実際は10位の長見川を、(6)7位から8(9)位の二(四)つの川を越えて採録し、さらに、はるかに小さい13位の大鳥川を採録している。

長見川については従来指摘されていないけれども、大鳥川については出雲人の後藤蔵四郎氏が、「大鳥川の如き小さい川が挙げてあるは千酌へ通ふ道路が此川に沿うて居つた故であらう。」(大正7年『考証』稿本)と解し、後の『考証』(大正15年)でも同じである。大正15年の『八束郡誌』も『考証』と良く似た文章で「大鳥川の如き小流が挙げられてあるのは、往時の千酌驛への通路が此の川に沿つて居たからであらう。」(執筆者不明)としている。

前章で述べた如く、島根郡家と千酌駅家浜を結ぶ「通道」としてほぼ決定的になったのは、地図(12)の赤線である。従つて、「通道」のかなり区間が椎木川とその支流鍋谷川に沿っていることになる。しかしながら、後藤説には以下の理由で疑問を感ずる。即ち、「通道」は地図(12)Fの大岐神の峠を北に越えて大字千酌内に入ると、(13)椎木川よりも小さいが、(18)馬見川(地図(12))に沿つて千酌駅家推定地(B)より北方まで続いている。しかし、『風土記』はこの馬見谷川を採り上げていない。このほか、「通道」は長見川よりも大きい(7)千酌川(地図(12)イ)を渡り、しばらくこれに沿い、さらに(20)出畑川(地図(12)ア)を渡り、しばらくこれに沿つてから「度隠岐国津」(地図(12)A)に到着するが、この2川も『風土記』は記していない。その他、(4)本庄川は「通道」を渡っているけれども、本庄川の記載はない。従つて、大鳥川が「通道」に沿っていたことを採録の原因とする説には納得し難い。それに、「通道」は小幸神の峠Gを越えて忠山の南西麓を登つて行くから、大鳥川の水源地を忠山に誤るといふのも不審である。また、長見川は「通道」には沿っていない(枕木町字石田で渡る以外には、「通道」からはほとんど見えない)けれども、右の如く順位を越

えて採録されている。

疑問があるのは長見川と大鳥川だけではない。述べた如く、(10)長海川よりも大きい(4)本庄川は、上本庄町・本庄町・新庄町の広い平野を潤す重要な川であり、島根郡家にも極めて近いのに採録されていない。(7)千酌川・(18)馬見谷川・(20)出畑川は駅家にも近く、大字千酌の中心部の耕地を潤しているにもかかわらず、3川とも記載されていない。また、(8)森田川も長見川・大鳥川よりも大きく、「大橋浜」のある大芦地方で最も大きな川であるにもかかわらず、採録されていない。かように、島根郡の川の条の記載には疑問が多い。

そこで『風土記』に挙げられた川の数を郡毎に見ると、意宇郡9・秋鹿郡7・島根郡6・仁多郡6・飯石郡5・大原郡5・楯縫郡4・出雲郡2・神門郡2となるから、島根郡が特に数を絞っている訳でもない(10)。しかし、『風土記』の編纂者は川の条を記すに当り、無制限に採り上げることはできなかった筈である。従つて、自ら各郡内の代表的な川を採録することになったと思われる。このことは、他郡(特に意宇郡)や長見川と大鳥川を除く島根郡内の川の順位からも理解できる。その意味でも、(10)長見川よりも大きな(4)本庄川・(7)千酌川・(8)森田川を落しているのは均衡を欠いているし、(13)大鳥川の採録に至つては一層均衡を欠いている。

注(1) 松江市手角町在住：石橋景弘(昭和3年生) 松江市上本庄町在住：松本昭郎(昭和2年生) 松江市西生馬町在住：福島弘(大正12年生) 八束郡美保関町大字北浦在住：金塚正成(大正5年生) 同町大字千酌在住：松本茂富(大正11年生) 八束郡島根町大字野波在住：紅花益夫(大正8年生) 同町大字加賀在住：松本邦夫(昭和6年生) 浜崎孝(大正15年生) 同町大字大芦在住：田中秀雄(大正4年生) (敬称略)

(2) 川の流路の長さや水量を基準とする。両者はほぼ比例するが、加賀川の如く、講武川よりも流路が短かくても水量では勝っている川もある。このような場合、水量の多い方を「より大きい川」と判断する。

(3) 実際にはここに採り上げていない川もある。しかし、それらは順位としては最下位の大井出川よりも小さいか、もしくはやや大きい程度のものであると思われるので、論旨には影響しない。

また、地元の方であっても遠く離れた川と比較するのは困難であるから、私は地元の方々の認識を比較総合し、さらに自分の6年間の現地調査の経験も参考にして順位をつける。そのため、順位が隣り同士に入れ替る程度の変更は起るかもしれない。しかし、その場合でも、③椎木川（大鳥川）までには順位変更はほとんど起らないと思われる。

(4) 後藤蔵四郎稿『出雲国風土記考証』（島根県神職会要報）第4号附録）83頁、大正7年、松江。

出雲人であったから、現地を知らなければ判らないような大鳥川の不審点に気づいたのではあるが、長見川の順位問題や大鳥川の本流・水源地の誤りには気づいていない。『抄』と同じように、たとえ現地に住む研究者であっても、土地勘は完全なものではないのであろう。

(5) 第二章注(7)書87頁。

(6) 『参究』の説も「このような一支流に過ぎない小川をわざわざ記録しているのは、当時の隠岐航路の起点である千酌駅への道すじであったからであらう。」(第一章注(4)書288頁)と非常に良く似ているが、後藤説には言及していない。

(7) 拙稿第二章注(9)論文5頁上段16行目〜6頁上段7行目。

(8) 千酌川沿いの道とは別の道の可能性がないでもない(未発表)が、この川を渡ることは確実である。

(9) 出畑川沿いの道とは別の道の可能性がないでもない(未発表)が、この川を渡ることは、千酌駅家湊に隣接していることは確実である。

(10) 意宇郡の川が9と最も多いのは、当郡には南方さらには中国山地に源を発する大きな川が多いため、意宇郡のみに特別な意図が働いた結果ではないと思う。出雲郡2と神門郡2は島根郡の川の規模と比較すると、採録数が少ないように感ずる。これは「原資料の性格」による可能性があるかもしれない。

## 十 長見川・大鳥川の採録理由と『風土記』編纂過程に 関する一推測

長見川と大鳥川の記載に関する不均衡の原因については、私は『風土記』の編纂過程にあるものと、次のような推測をしている。即ち、『風土記』の郡段階での編纂作業以前に、郷段階での調査と原資料作成が行なわれ、その郷段階の原資料作成の際に問題の不均衡が見落されたか、もしくは容認されたことで、そのまま郡段階の原資料に持ち越されたためではないか。

『風土記』の各郡記を最終的に執筆したのは、既説の通り郡末記に見える主帳(島根郡の場合は「出雲臣」一名)であったらう。しかし、この『風土記』のような精密な記載を、主帳一人でなし得たであらうか。とりわけ、島根郡においては、洋上の島々の周囲の長さや高さから、そこに成育する動植物に至るまで非常な労力を要する調査が行なわれている。このような調査を他に公務を持つ主帳は無難に、『風土記』の「郡末記に記されていない郡段階での少数の編纂者」(主帳以外に主帳の配下人?√にいたものと、私は推定する)だけで行ない得たとは考えにくい。

各郡の「山」や「川」の記載にしても、烽のある山ならば、郡家とその間の距離を記した「行政台帳」のようなものが、郡や国にあるいはあったかも知れない。しかし、その他の普通の山の登山口や山裾まで、さらには川の水源地までの距離、あるいは鳥々の動植物のような、現地に住む者でなければとうてい判らない事柄の調査を、郡の主帳もしくは右の少数の編纂者が単独で行ない得たとは思われない。これらの事柄は、最低限郷段階での調査と資料作成を必要としたものと思ふ。

郷段階での資料作成を暗示するものとして、地名起原伝承がある。即ち、『風土記』の地名起原伝承は、自然としての山・野・川・島等については、少数の山・島・温泉を除いて極めて少ないのに対して、郷については総て(但し郡名の起原伝承と兼ねる例を含む)伴っている。このことは、郷(駅・神戸を含む)単位で統一的に「名を説くこと」が方針として立てられていたことを示すものと思う。郷名起原伝承に多く『記・紀』の有名神が登場することからも、この方針は『風土記』の編纂時に立てられたものと思われる。あたかも即席で作ったかのような印象を与える地名起原伝承(例えば、「島根郡号」ほか)があるのは、そのためであらう。

当該の手染郷の中心地は、本論文で取り上げた長見川と大鳥川が合流する地点を中心とした長海平野内にあったものと思う。内田律雄氏

が「この肥沃な沖積平野は、『天の下造らしし大神の命』が、まさに、『比の国は丁寧に造れる国なり』と詔りたまうたのにふさわしい土地であった。」とせられるのには同感である(写真(5)参照)。手染郷の郷域と「郷庁」の位置に関する『参究』の説のうち、郷域についてはほぼ賛成できるが、「郷庁」の所在地を別所村(現枕木町)とする推定説には賛成し難い。即ち、

風土記抄に「此の郷は多須見・長見を以つて本郷と為し、之に野原・別所・下宇部尾を併せて以つて手染郷と為」とあるが、風土記抄が余戸に充てている本庄・新庄・上宇部尾もこの郷に入るべきものと思われるから、今の松江市本庄町に八東郡美保関町の下宇部尾を加えた地域と考えられる。郷庁は今の松江市本庄町の別所あたりにあつたのであらう。<sup>(7)</sup>とせられる。

別所は第二章の長海川の水源地で取り上げた、現在の枕木町(地図(2)Mの南)に等しい。別所は、枕木山の中腹に近い、水田にも乏しく狭隘な村であるから、手染郷の中心地とするには交通も不便な点からも不適當である。第二章で述べた如く(6へ上段2行目以降)、別所は風土記時代以降に成立した村と思われ、『島根県遺跡地図』には古墳時代前後の遺跡はない。

手染郷の「郷庁」と正倉の位置を内田律雄氏は現在の長見神社附近と推定しておられ、地図(1)~(10)に見える広い耕地を見下す周辺の丘陵地帯には、この附近でも特に古墳が多く分布している。そして、地図(8)の如く「糸里型土地区画」も検出される。

『風土記』の正倉の機能については、私は坂本太郎氏の遠隔地からの貢納の便宜のため設けたとする説に賛成である。手染郷の正倉が現長海町にあれば、交通不便な島根半島の東端部や日本海側、さらには中海(写真(1))の蜈蚣島(現江島)からの貢納に非常に便利で、山の中腹の枕木町では機能しない。

かつて私は、「大倉山 郡家東北九里一百八十歩」の地点は、枕木山

頂に登る長海町の人家の背後にある地図(2)Pの登山口を示す(これは、手染郷で調査したことを暗示するものと思う)ことを明らかにした。<sup>(11)</sup>そして、右述の郷名起原伝承に反映した広い耕地、古墳分布、糸里制遺構、正倉の推定地からしても、手染郷の郷長は長海平野を見下す現在の長海町の人家部附近に居住していたものと見て、ほとんど誤りないと思う。この手染郷長の下で調査し作成された原資料(文書以外に口頭による報告などの可能性もあるかもしれない)に、目前の長海平野を流れる長見川と大鳥川が採録され、同じ手染郷内の④本庄川と⑫枕木川(邑生川)が(地理的認識不足により?)脱落していたものと推測する。

この原資料における不均衡を、郡の編纂段階で訂正できなかったのは、右述の郡家における少数の編集者や(その上に立つ?)主帳出雲臣、さらには文案を最終的に校閲する主政叡朝臣が見落したためか、修正できるだけの地理的知識が不足(郡家の東1.0km~1.5kmを流れる④本庄川を落している点からもその程度は甚しい)していたためと思う。しかし、このようなことは、現地を歩かず専ら役所内で文書の作成等の仕事に専従している人物の上には十分起り得ることであって、むしろそれが自然であると言えよう。交通の発達した今日でも、前章に記した島根郡内の諸川の総てに順位をつけることができた地元の人(役所勤めではなく、大部分が農業や漁業に従事している方達である)は一人もいかなかったし、6年間この地方を調査を目的に歩いている私自身にもできなかった。皆自分の住む周辺かそこに行つたことのある地域についてのみ判断できるのであって、特に島根半島を東西に走る北山山脈の南と北に分かれて住む住民とは、互いの地域に不案内である。島根郡の川の見える記載の不均衡は、山の条についても見られる。即ち、ここに採録されている山は、島根郡家の周辺のものが多い。郡家からは直接見ることができなくても、糸江山(現三坂山)・小倉山(現大平山)は大きな山であるから、採録されたのは妥当であるが、虫野が入っているのは不均衡であるし、女岳山が入っているのもいささ

か均衡を欠く感じがする。

即ち、虫野（山口郷に属する）は松江市下東川津町内の小さな山（丘陵）と予測される。『風土記』が墓野山（忠山）を採録せず、また小倉山の南方に当たるかなり大きな御岳山（294.7m。松江市西持田町）、御岳山（西の真山）（256.3m。西持田町ほか）、布自根美高山の西南に当たる和久羅山（松江市上東川津町ほか）を採録しなかったことと較べると、虫野の採録は著しく均衡を欠いている。女岳山（山口郷かもしくは手染郷へ女岳山は松江市新庄町に現在所屬する。新庄町は手染郷の可能性あり）は墓野山と同じか、これよりも僅かに大きい程度の山である。墓野山は川の条に登場し、登山口までの距離も記されているから、右述の郷段階の資料には入っていたものと考えられる。にもかかわらず墓野山が採録されなかったのは、これが島根郡家から見えないのに対し、女岳山が郡家の南真正面に際立って見える印象によるものと思われる。従って、虫野と女岳山の採録も山口郷の原資料の不均衡を郡の段階で見落したか容認した可能性がある。但し、山の場合は郡家から直接見えたり、その周辺のものも挙げられる傾向にあることからすると、郡の編纂者の裁量がより強く働いた可能性がある。いずれにせよ、山の場合もその地理的認識には相当不均衡なものがあることは明らかである。

以上、長見川と大鳥川に関する不均衡は、手染郷における資料作成段階で働いた裁量の結果と推定するものである。しかし、手染郷における資料作成者の地理的認識とても、平野部の合流点附近においては正確であっても、山の中に入ってしまった大鳥川の支流を本流と誤り、水源地さえも誤る程度のものである。実際の農耕に携わる者が自分達の田を潤す川の本流や水源地を知らないということはあり得ないことであるから、この二つの川について資料を作成し（④本庄川と②枕木川を落し）た人物は、現実の農業生活から遊離した、知識人（格的性格の人物）ではないだろうか。右述の郷名起原伝承にしても、多くは『記・紀』神話に見られる有名神と関連づけようとする態度が伺わ

れ、時に僅かながら祝詞的性格が見られることもある。これも、郷段階での資料作成者が、郷段階における祭祀権も掌握していた在地の知識人的性格の人物であることを暗示しているように思われる。

注（1）昭和63年に島根郡家に関わる遺跡と考えられている松江市福原町の芝原遺跡から「出雲」「出雲家」と書いた墨書土器が出土した。青木博氏はこれを「主帳無位出雲臣……に關係するものと考えられる。」と推定される（松江市教育委員会編・発行『芝原遺跡』110頁、平成1年3月松江）。

（2）昭和59年4月以来今日まで主として島根半島の实地調査を行なってきた私の体験によれば、たとえ郡段階であっても、『風土記』のような精密な調査を個人もしくは少数の編纂者が公務の傍らに行なうことは、不可能であると痛感する。

（3）加藤義成氏は国庁あるいは郡家にある「国・郡・郷・里等のいわば行政台帳といったもの」も資料とされたであろうと推定しておられる（『修訂参究』14頁）。私はこれを否定する材料を持たないが、以下に述べる郷名の起原神話などは風土記撰進の勅以前に行政台帳に収録される必要性があったようにも思われない。『風土記』の諸島に関する数値とそこに成育する動植物の記載も、行政台帳にしては疎略な面もある（未発表）。従って、撰進の命を機会に新たに行われた郷（さらには里？）段階の調査が多かったのではないかと推定する。他の風土記に見られない綿密な調査も、この『風土記』の成立の遅延の原因の一つになっているのではないか。

（4）『風土記』には山の名の起原伝承が若干ある。即ち、神門郡5例（但し注形式による。「故」の形をとっておらず、山名の「起原伝承」に当たるとも疑問ではある）・出雲郡1例・飯石郡1例・仁多郡3例・大原郡4例である。神門郡の注形式による特殊な例は、後次的に「所造天下大神」に附会した感がないでもない。山名の起原伝承のない郡も4郡ある。従って、山名の起原伝承についても郡毎に性格の差があることが予想される。山名以外には、島根郡の鳥名の起原伝承が2例、意宇郡と仁多郡に温泉名の起原伝承が各1例管見に入った。

（5）八木毅氏は「国、郡、里（または郷）、駅など行政上の単位の夫々が負つてある地名についても、起原説明の形をとることに一定してつたのは、詔命に付された補足的な文書によって諸国一律に指導されたことによるのであらうと思はれる。」（傍点は服部。八木毅『古風土記・上代説話の研究』5頁、和泉書院、昭和63年、大阪）と解しておられる。

『常陸国風土記』や『播磨国風土記』が地名起原伝承に極めて熱心であるのに対し、『出雲国風土記』が若干の山名・鳥名等を除き、国・郡・郷の

行政的地名の起原を記載するのに止っているのは、八木氏の推定せられる「詔命に付された補足的な文書」に対して、その要求の最低限度を満たせば良い、という態度を取っていることによるものであろうか。出雲は常陸や播磨と異なり、もともと地名起原伝承に乏しい国であったためなのか、それとも『常陸』や『播磨』の編纂者の如く地名起原伝承の新造に熱心ではなかったためなのであろうか。『播磨』に至っては、全編が地名起原伝承に満たされているから、『播磨』の地名起原伝承の総てが即席に作られたと解することもできないだろう。『常陸』に風俗諺が豊富であることなども考えあわせると、編纂者の趣味のほかに国々による地名起原伝承の流行や文芸的風土(?)というものとも関連するかもしれない。

\* 今岡風土記の地名起原伝承を連覧すると、『常陸』は国・郡・里のほかに、村・山・川・岡・浜・島・洲・池・井・泉等があり、『播磨』に至っては、村・山・川・岡(丘・阜)・嵩・山崎・野・原・谷・坂・島・浦・江・崎・湊・津・泊・渡・井・泉・田等極めて豊富である。

(6) 内田律雄氏第七章注(5)論文3べ。

(7) 加藤義成氏第一章注(4)書185頁186べ。

(8) 第六章注(2)書。

(9) 内田氏注(6)論文4べ。手染郷の「郷庁」の位置については、私の「通道」以外の旧道の「復元」研究が一部未完成のためまた計算していない。しかし、その位置は長海町内になるものと予測される。

(10) 坂本太郎『出雲国風土記』について(二、三の問題)『風土記と万葉集』(坂本太郎著作集第4巻)76頁〜77頁、吉川弘文館、昭和63年、東京。

(11) 拙稿第二章注(9)論文15べ上段10行目以降。

(12) 私自身の経験をふり返ってみても、極端な大小の差のないこの地方の川の大きさを判別するには、日常的に相当な関心を払っていなければならぬと思う。また、郷長が自己の住む長海の土地を中心とする思考法(Ethnocentrism)によって④本庄川・⑤枕木川を落した可能性もあるかもしれない。

(13) どの山に当たるか既説は解明していない。私自身まだ計算をしていないが、現在の松江市下東川津町内になるものと予測される。従って、ここには目立つ大きな山がないことは明らかである。

(14) 拙稿第二章注(9)論文17べ上段および写真(4)、第七章注(1)『大妻女子大学文学部紀要』21号論文写真(1)参照。

## 附 説 枕木山・華藏寺の成立と長見川の水源地

枕木山の華藏寺は現在臨濟宗(明暦3年改宗<sup>(1)</sup>)であるが、もとは天台宗であった。藤岡大拙氏は『島根地方史論攷』において、島根半島の山岳に点在する山岳寺院のうち最も古い寺院は平田市の鰐淵寺とし、「鰐淵寺の藏王宝窟を中心とする修験信仰は、半島の山岳上にある密教系寺院を横につなぐかたちで、教線を展開<sup>(2)</sup>」し、「島根半島の東西に拠点を拡げてい<sup>(3)</sup>」とせられる。そして、華藏寺も鰐淵寺の影響に成ったものと考えておられるようである。

この鰐淵寺の成立について、藤岡氏は曾根研三・井上寛司氏の所説を紹介し、

(鰐淵寺の：服部) 浮浪滝を中心とする藏王信仰を軸として、それに千手堂の観音信仰、薬師堂の薬師信仰が結合し、比叡山延暦寺の末寺に編入される過程で一寺として独立したものとわれ、その時期は十一世紀ごろとする見解が強い<sup>(4)</sup>。

とせられる。藤岡氏は華藏寺の成立期については具体的に記してはおられないが、以下に紹介する氏の説の論旨からすると、平安末期以降にならうか。

藤岡氏はその後説を進めて、鰐淵寺の信仰の中心である浮浪滝の信仰は奈良時代に既に存在していたものと推定せられた。即ち、

鰐淵寺の仁王門をくぐると、大慈橋に出る。橋を渡って石段を登れば本堂に至る。橋のたもとを折れて鰐淵川(わにぶちがわ)に沿って五百歩ほどさかのぼると、滝水のほとばしる藏王宝窟である。

滝つぼの上部に岩窟があり、岩屋造りの藏王堂が洞窟にさし込むように建てられている。そのはるか上部より、滝水が飛沫をあげて落下する。幽すいな境致は、疑いもなく古代からの聖地であったことを示している。(中略、服部) 鰐淵寺という寺院の始源は、滝の信仰から発生していることは疑いない。(中略、服部) 奈良時代す

に浮浪の滝信仰は存在していたと考えて誤りあるまい。やがて滝の信仰は、修験道と結びついて山伏たちの仰ぐ蔵王権現を滝の岩窟に祠るようになった。その時期は恐らく平安中期十一世紀のことであつたらう。<sup>(5)</sup>

さらに、藤岡氏は山岳仏教以前の古代信仰の存在に言及し、

かくして、平安時代の末期には、ワニブチ山の蔵王宝窟は全国的な修験の霊場に発展した。やがてその信仰の流れは、北山山塊の東西に広がっていった。『出雲国風土記』に載っている北山の山々は、恐らく何らかの意味で古代人の信仰する山であつた。(中略、服部) その山々が修験信仰の絶好の行場になっていく。鰐淵寺が成立する平安末期から、これらの行場には密教系の小寺院が建てられるようになり、中世の前期には次第に発展していった。<sup>(6)</sup>

以上、藤岡氏の所説に従うならば、華藏寺の成立は平安末期頃かそれ以降とならう。私は、右の鰐淵寺の滝の信仰に似た滝や泉の信仰が、枕木山にもあることを知つたので、この機会に報告しておきたい。即ち、長海川の水源地図<sup>(2)</sup>へは第二章注(7)にも引用した如く、「岩石の隙間から滾々として湧出する清泉」で「天皇の御病気を癒したと伝説する杉の井の霊泉」である。枕木町在住の近藤実氏(大正8年生)によれば、「天皇」とは亀山上皇のことである。傍に薬師堂があるのは、病氣平癒の祈願の対象となつているからであらう。への流れが下る谷に「薬師ガ谷」という小字名(木附近)が与えられているところからすると、この泉の信仰はかなり古く溯りそうである。薬師堂の本尊薬師如来は現在重要文化財であつて、『八束郡誌』は「宝物巡覧記」を引いて「藤原氏初期の傑作として貴重なる霊像なり、今薬師堂の本尊となり居れど、創立当時の本尊たりしなるべし。」<sup>(7)</sup>としてゐる。右述の如く、鰐淵寺にも薬師信仰があつた。

地図<sup>(2)</sup>ハの水源は華藏寺の境内にあり、この流れの途中のヒには「滝の観音堂」があつて「岩壁より瀉下する瀉水があつて岩壁の斜面を流れる水溪がある。」(『八束郡誌』)そして、合流点クには、「字滝

ヶ谷」の地名起源となつた高さ4mほどの滝が、昭和40年代前半に地図<sup>(2)</sup>に見る山頂への道路の敷設工事で破壊されるまで存在した。近藤実氏によれば、氏が子供の時、この滝の附近一帯の通称地名を「ミロクさん」と呼んでいたという。枕木町在住の月坂高氏(昭和5年生)によると、昭和11年か12年頃、父義明氏がここへ水鳥を捕えに来た時に随行した際、2坪余りの滝壺の壁に高さ4.5m・深さ5.0mほどの洞窟があつて、中には僅かな座を作つて高さ45cm・50cmの石仏が祀つてあつたのを見たという。近藤実氏は「ミロクさん」という地名は、この石仏が弥勒菩薩であつたことによるのではないか、と言われる。それは、次の『八束郡誌』の一文に照しても妥当と思う。即ち、

(右述の薬師堂の薬師如来の：服部) 兩脇侍日光月光の両菩薩は、縁起に見えたる智元上人が弥勒の岩窟にて始めて礼拝された靈像と伝へて居る。(傍点は服部)

近藤氏によれば、その昔右の瀉壺に華藏寺の小僧が水行に来て死んだ、という言い伝えもある。このようにクの滝は、華藏寺の信仰と深い係わりがあるようである。『八束郡誌』は、華藏寺の山林は「七十町歩にあまり、境内二町歩、泉水の湧出饒かなるは稀に見る所である。」(傍点は服部)とする。

かかる鰐淵寺に似た華藏寺と水源の深い関係は、深山幽谷の地を選んで寺を建てたことによる偶然の一致、という可能性も相当あるかも知れないが、私は昭和49年4月に隠岐島の島前の山上で、川の水源となつている泉(水の滲み出るような場所)の前に小さな木製の鳥居を建てて、泉そのものを崇拜の対象にしていたのを思い出す。華藏寺の成立を考えるに当つて、(その前身としての?) 手染郷の中心のあつた広い耕地を潤す長見川の水源信仰の問題も考慮に入れておく必要はないだらうか。

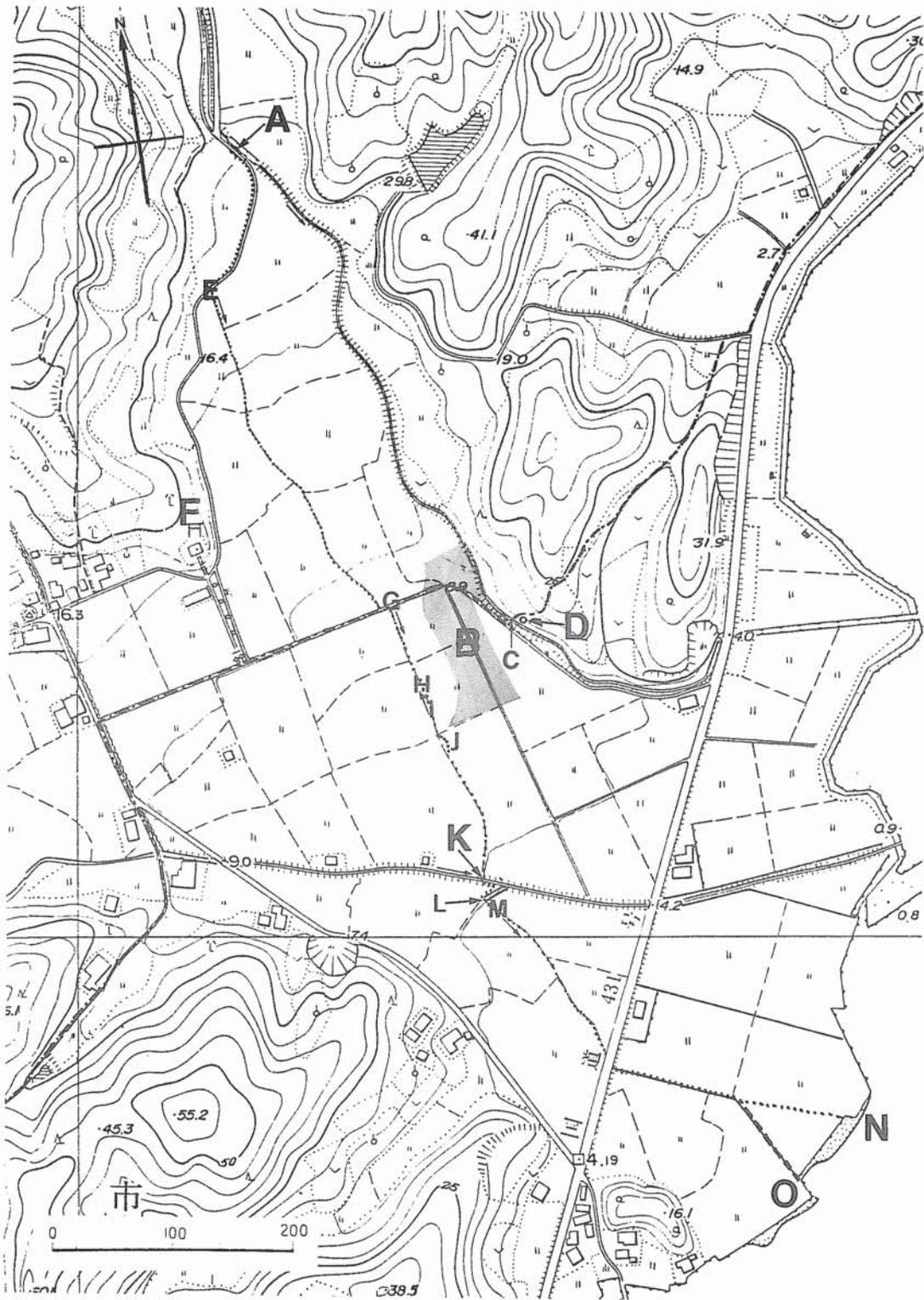
注(1) 第二章注(7)『八束郡誌』890頁。

(2) 藤岡大拙「出雲の山岳信仰」『島根地方史論攷』81頁、ぎょうせい、昭和62年、東京。

- (3) 藤岡氏注(2)書79へ。  
 (4) 藤岡氏注(2)書78へ。  
 (5) 藤岡大拙「探訪山陰の中世 島根編44 鰐淵寺・浮浪の滝 上」「山陰中央新報」平成1年2月4日号、松江。  
 (6) 同「鰐淵寺・浮浪の滝 下」同平成1年2月5日号、松江。注(5・6)の記事を枕木町在住中村満平氏よりお送り頂いて藤岡氏の説を知ることができた。記して感謝申し上げます。  
 (7) 注(1)に同じ。  
 (8) 注(1)書88へ。  
 (9) 第二章注(16)参照。  
 (10) 注(1)に同じ。  
 (11) 『風土記』水草川(現朝酌川)の水源のある澄水山(『風土記』毛志山)山麓の川岸には虫野神社が祀られ、傍には石坐があり、土器も採集されたという(内田律雄氏私的ご教示。『島根県遺跡地図』には「祭祀遺跡・土師器」と記載する)。従って、虫野神社は広い平野を潤す水草川の水源地信仰であった可能性が高い。この虫野神社の北300mには「往生院廃寺」(布目瓦・土師質土器、さらに最奥の水源地附近の山上には「澄水寺跡」(礎石)がある(第十章注(1)書3〜4))。これらの寺の存在もあるいは偶然の一致かも知れぬが、念のため記す。

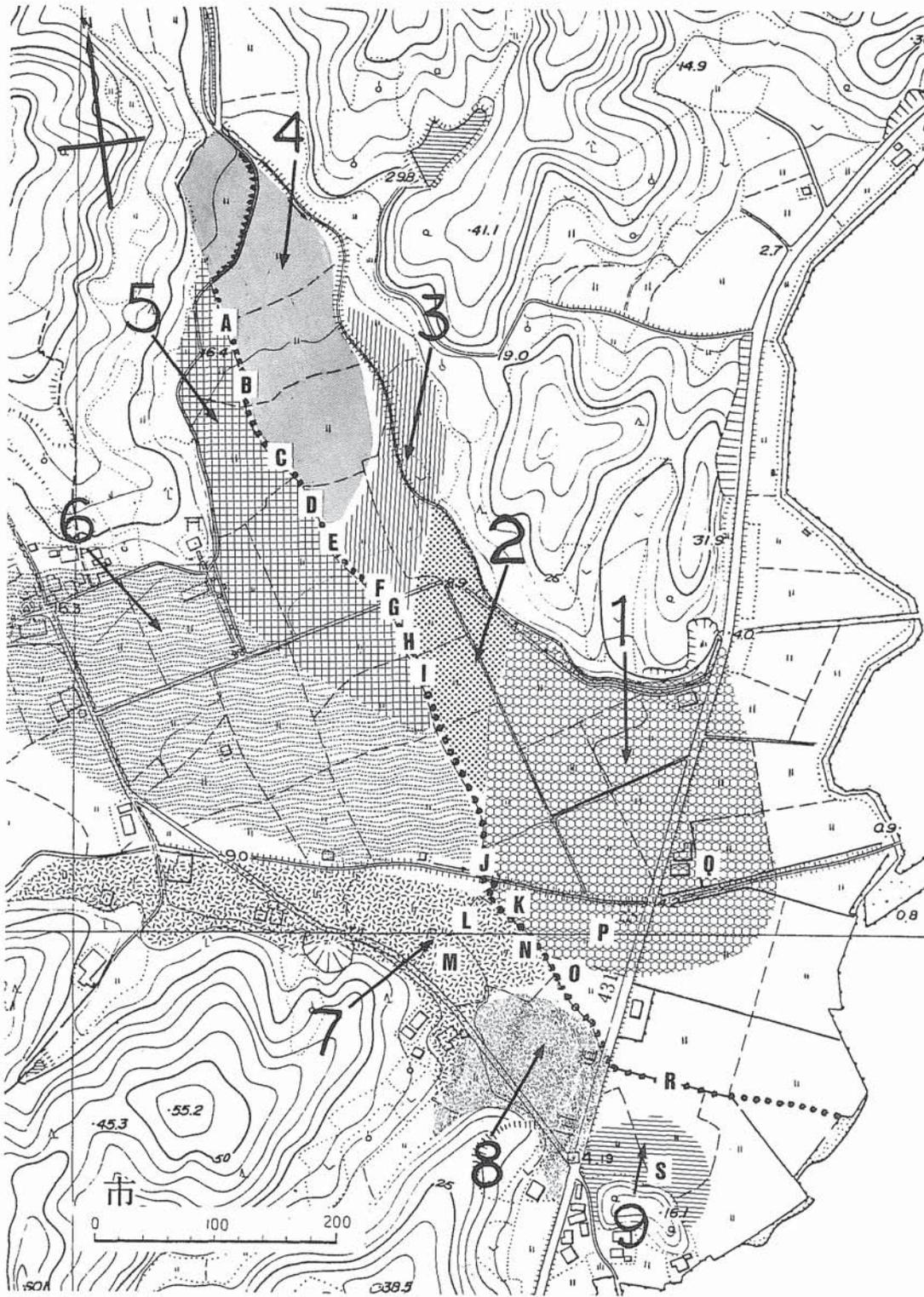
平成1年11月30日受理

(終)



地図(1) 点線は中井出水路と“下杉戸水路”。Nは“下杉戸水路”の旧出口、-----線は圃場整備後の現在の水路で、Oはその出口。-----線は江戸時代の美保関街道。松江市道路管理課所管 1:5,000松江市基本平面図No.8(昭和42年測量, 60年修正)による。以下地図(10)までこの地図を用いる。

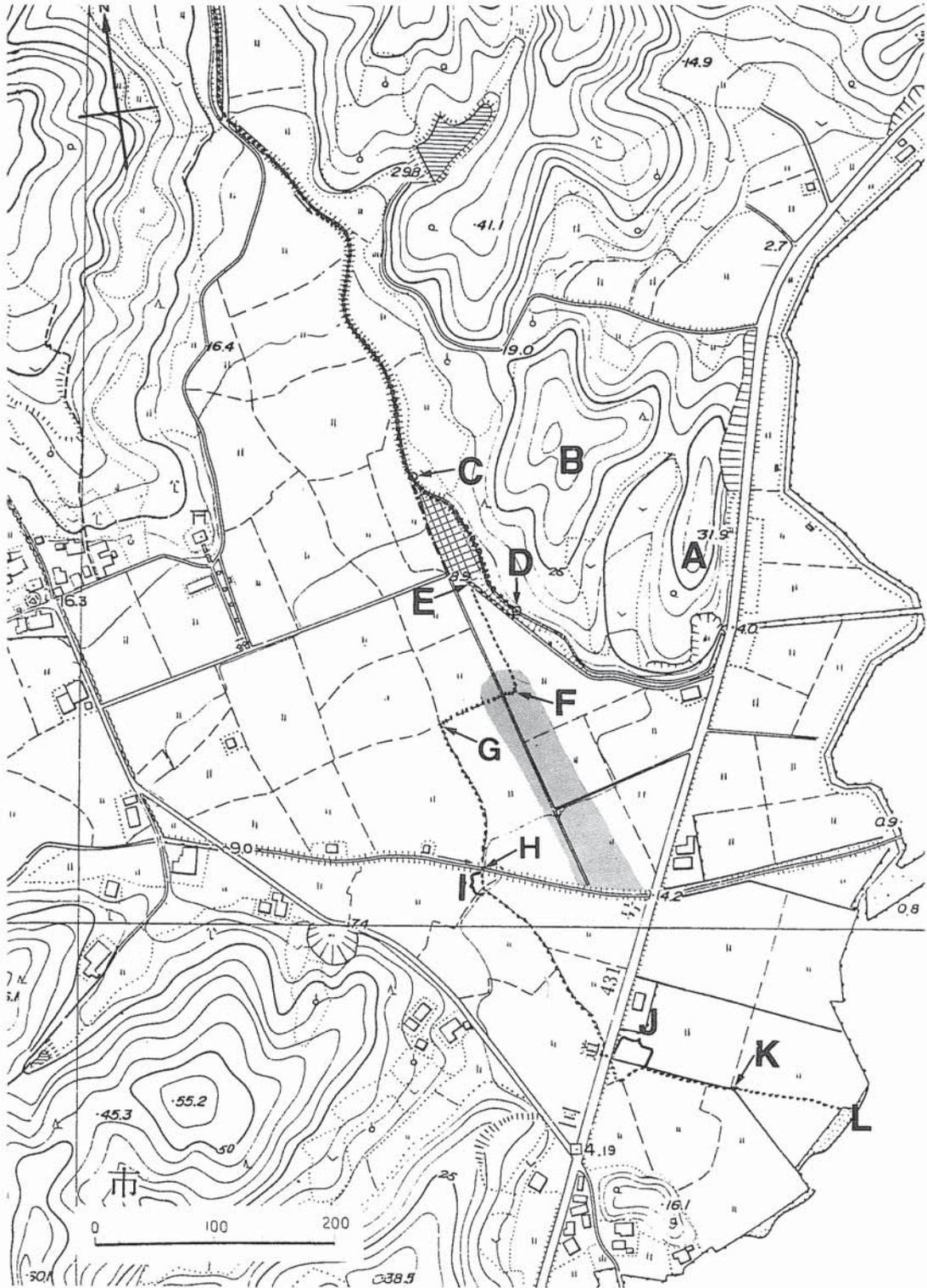




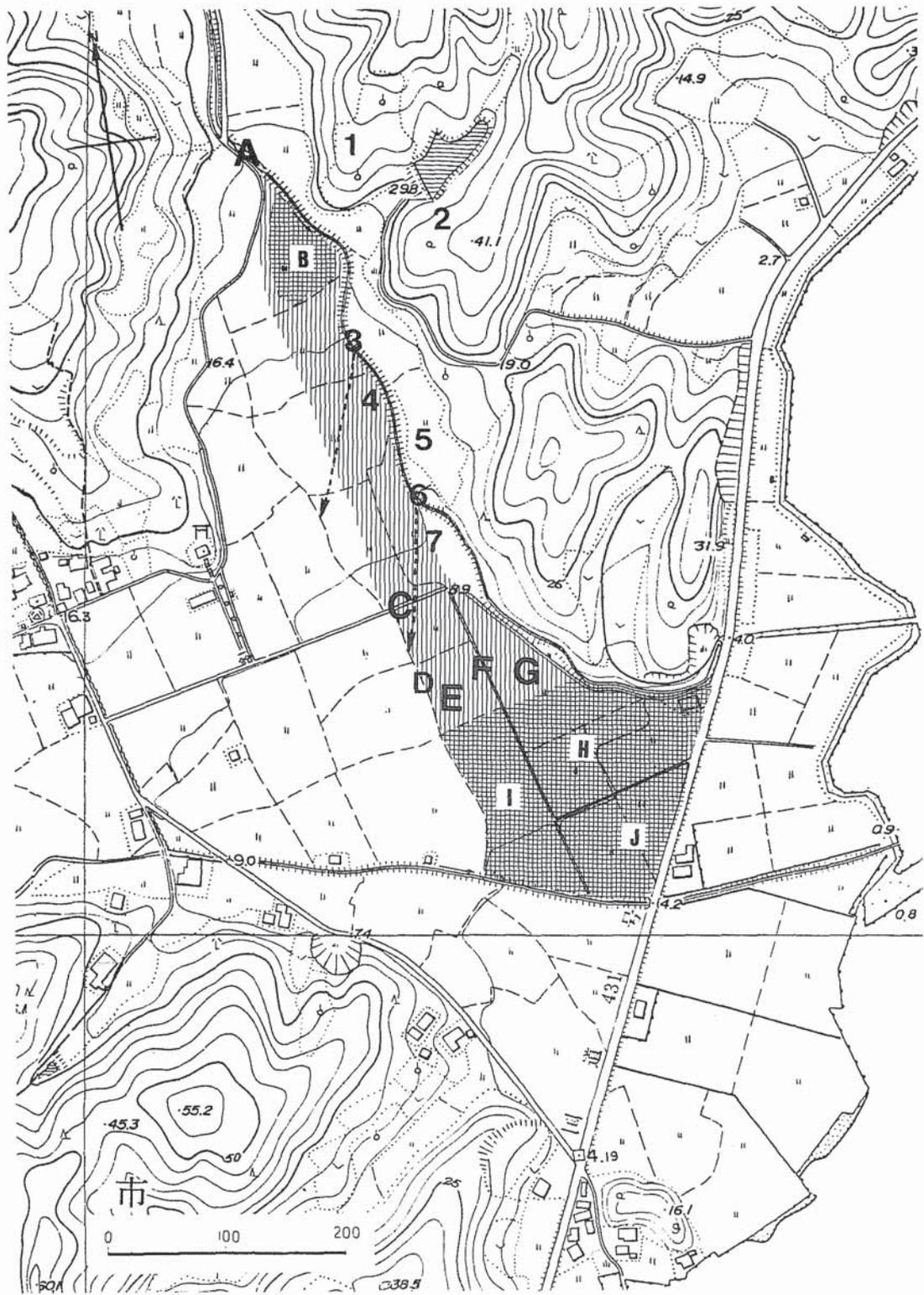
地図(3) 長海平野に下る丘陵尾の微地形(服部且の観察による)。……線は中井出水路と“下杉戸水路”。“下杉戸水路”の中海出口は旧水路を記した。







地図(6) 長海町と手角町の境界線(点線)。本地図の境界線の北方続きは、地図(12)ト地点の北東に隣接する山鼻(字岩崎)からの---線(山の尾根を境とする)。椎木橋Dから上流岩崎井堰の間の町境は椎木川を中心にある。

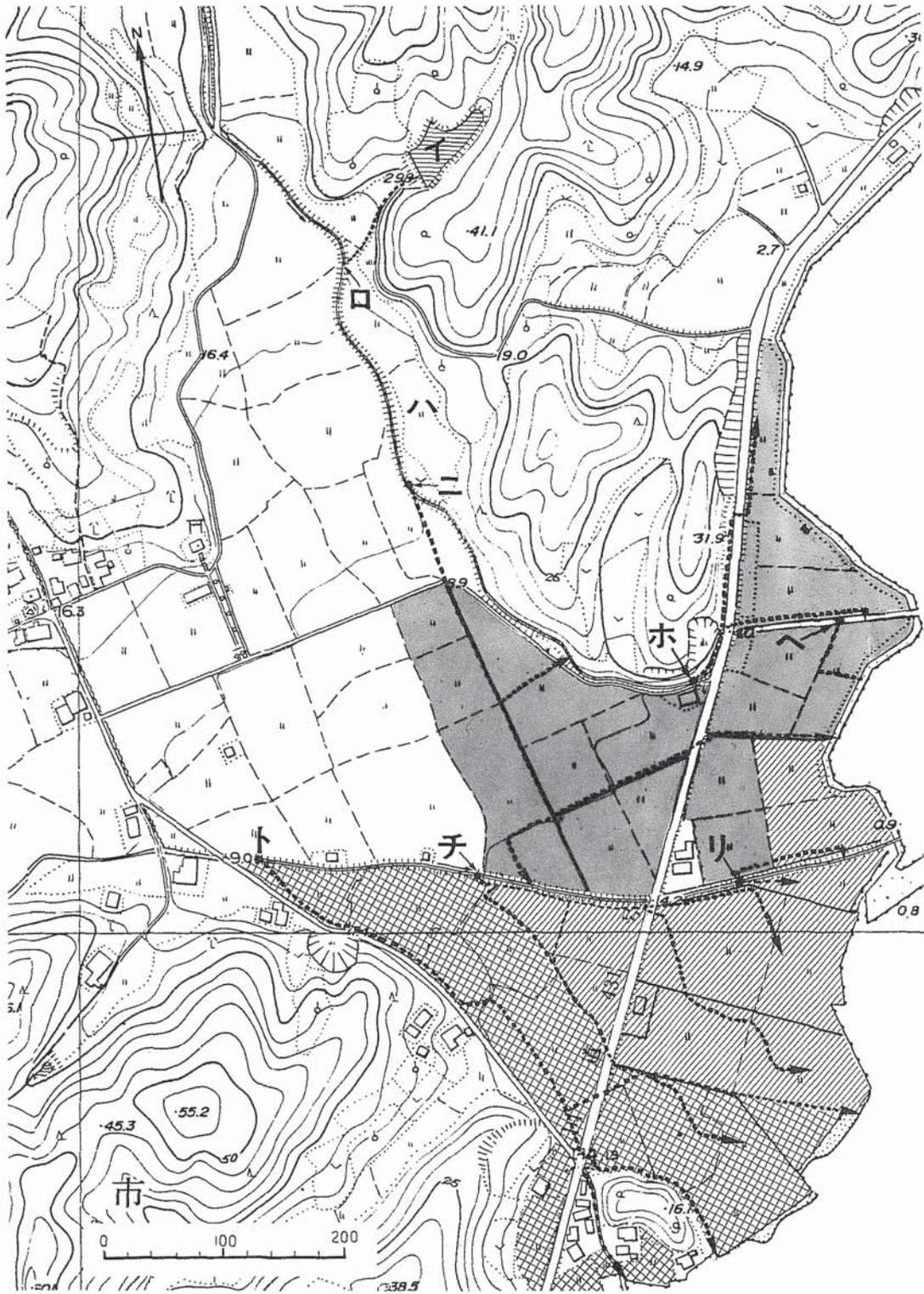


地図(7) 中井出水路左(東)岸の微高地。H~Jにかけての網線の範囲が特に目立つ。

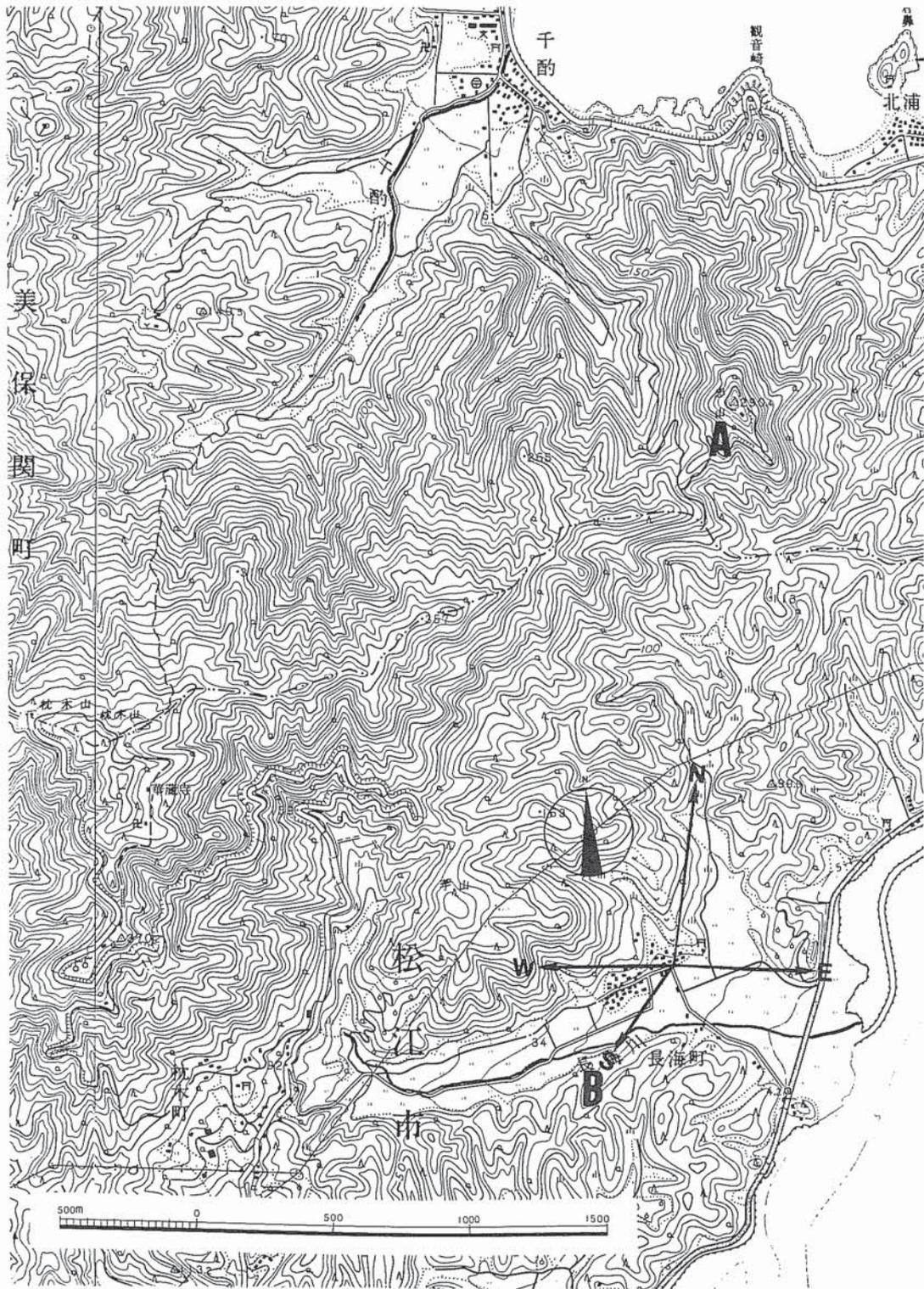


地図(8) 長海町と手角町の「条里型土地区画」。耕地整理によって現存しない箇所もある。本文第6章参照。

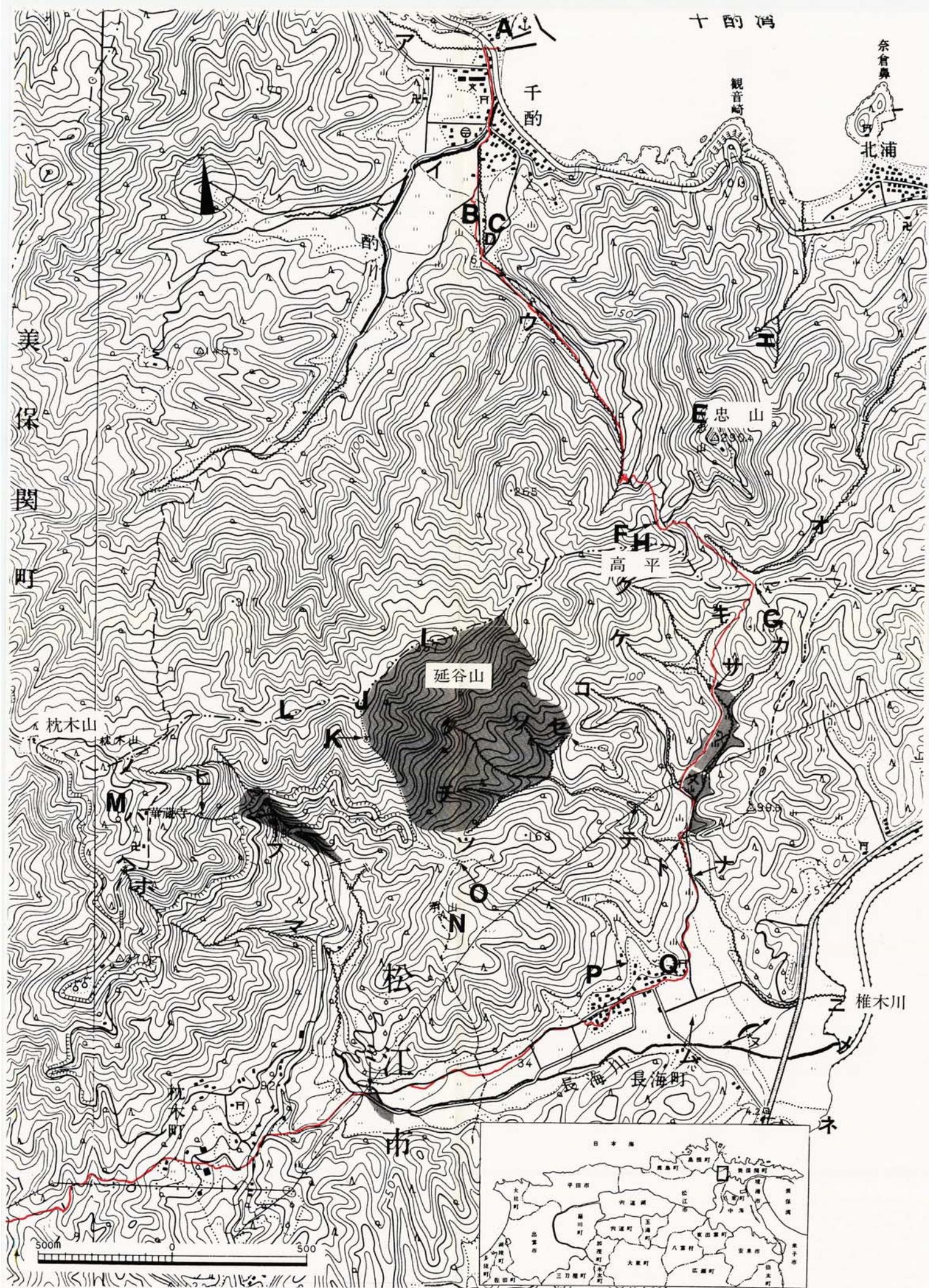




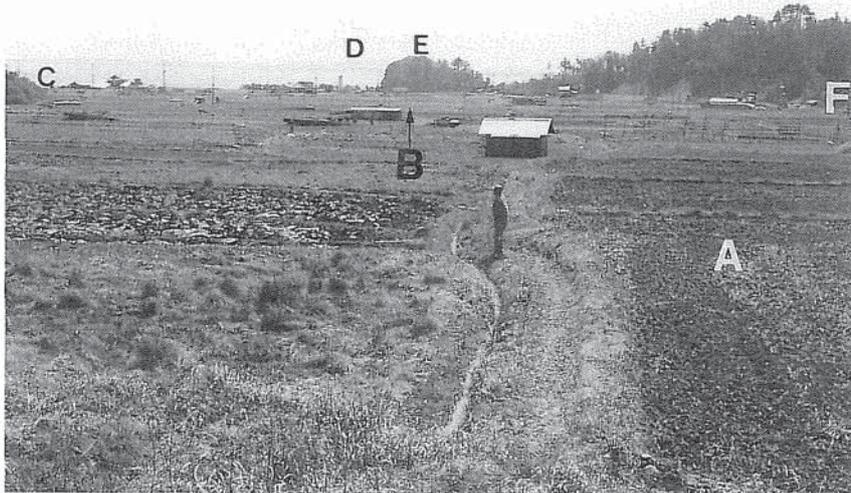
地図(10) 手角町の椎木井堰(ニ)・椎木川の無名の井堰(ホ)・小の田井堰(へ)の配水網と灌漑範囲(灰色)。手角町の“下杉戸井堰”(チ)・浜田井堰(リ)の配水網と灌漑範囲(斜線)。長海町の杉戸井堰(ト)の配水網と灌漑範囲(網線)。総て手角町の圃場整備(昭和35年秋開始)以前のもの(石橋景弘氏・能海光夫氏による)。



地図(11) 松江市長海町在住能海光夫氏(大正8年生)の日常的方位感覚(能海家を中心とする手書きの線)。丸の中に入った方位は、磁針の方位を示す。



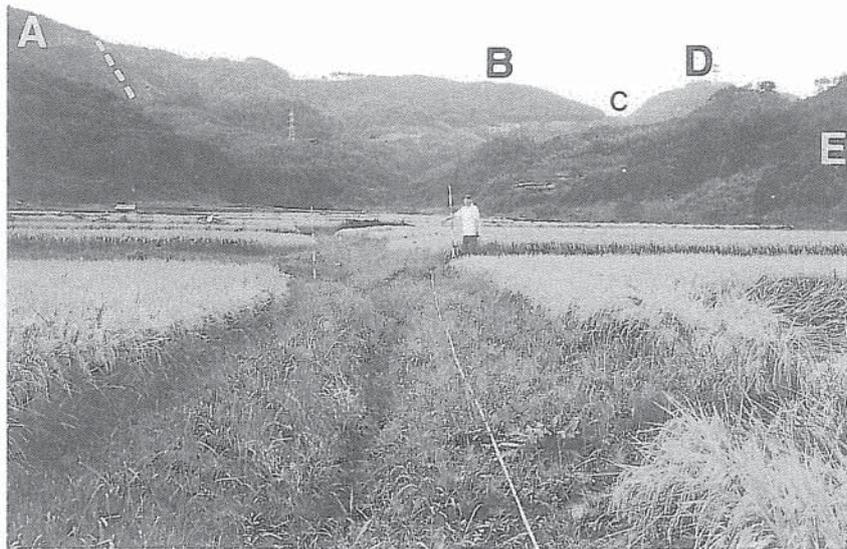
地図(12) 国土地理院 1:25,000 地図「加賀」(昭和59年12月28日発行)・「境港」(昭和59年10月30日発行)による。枕木町と長海町との境界線(---)の南の延長は野原町内に一部不明な箇所があるため、途中から記入していない。J・O間の点線(山道)も町境。



写真(1) 地図(1) E地点から南方を望む。写真中央、人物の足下を流れるのが中井出水路。A 長海町字二又塚(地図<2>ウ)。この付近では、地図(3) 5の丘陵尾が下って来ており、水路の写真右側(西側)の方が若干高い。地図(1) E地点で観察すると、『風土記』大鳥川は、中井出水路の流れる極めて緩やかな谷間を流れていたものと思われる。B 矢印は中井出水路が長海川に合流する地図(1) K地点。C 長海川河口(地図<12>メ地点)。D 大根島(『風土記』蛭姥島) E 地図(2) D小丸山 F 写真(7)の忠山撮影地点(地図<12>ム)。平成1年4月1日撮影, 50ミリレンズ。



写真(2) 地図(1) G地点から南方を望む。中央が中井出水路。水路を挟んで左側(東側)の田面が右側よりも若干高いけれども、広角レンズのため判りにくい。A 長海川河口 B “下杉戸水路”の中海出口(地図<1>O)。C 地図(2) D小丸山 D 中井出水路が長海川に合流する地図(1) K地点。昭和59年7月19日撮影, 35ミリレンズ。



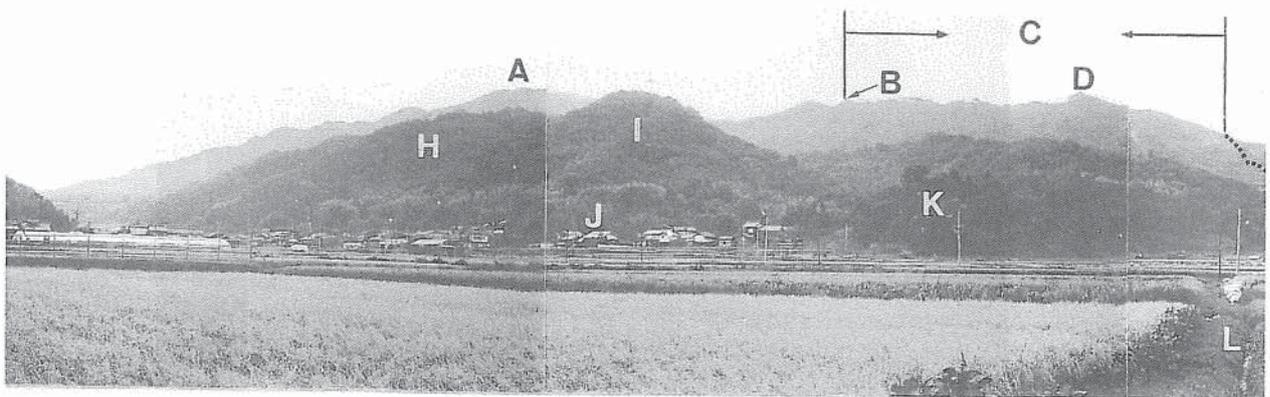
写真(3) 地図(1) H地点(能海光夫氏の立つ位置)を南24mの I地点から望む。H地点では、中井出水路を挟み右(東)側の田面が左(西)側よりも約60cm高い。ボールの見える範囲の全高が180cm、だんだらは1刻み20cm。A 延谷山(地図<12> 灰色のメッシュ)の東端附近。点線より左が延谷山。B 高平 C 大岐神の峠 D 忠山(『風土記』墓野山) E 手角町字堀越の山(地図<3> 記号2 附近) 平成1年9月9日撮影, 50ミリレンズ。



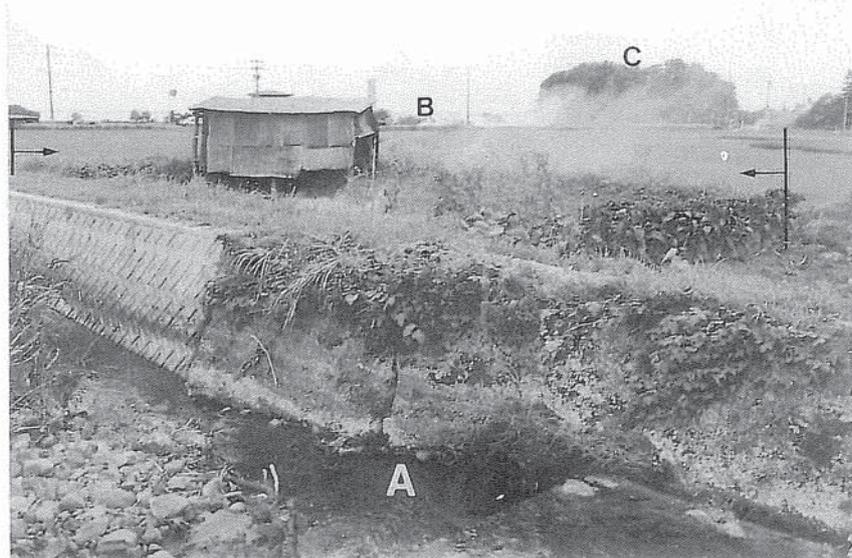
山頂部(地図<12> M)。B 地図(12) J。ここから少し下った所に町境の平 F 大岐神の峠 G 忠山(『風土記』墓野山) H 葶山(地図<12> N)の人家(地図<12> 記号P 附近)。K 長見神社の山(地図<12> Q) L 中近) N 手角町の客山(地図<3> 記号1 附近)。撮影データは写真(3)



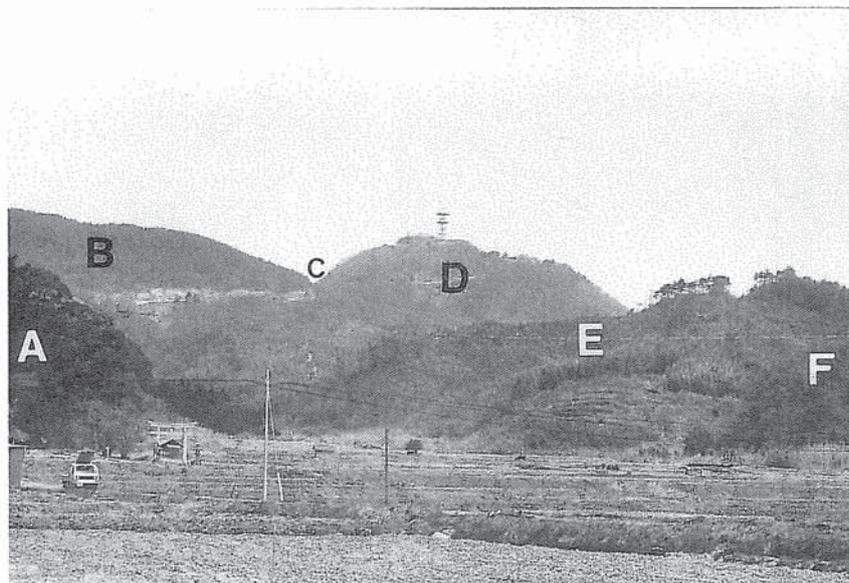
写真(4) 地図(1) M地点より南南東を望む。矢印が“下杉戸水路”。A 小丸山 B “下杉戸水路”の現中海出口(地図<1>O) C 地図(2) 国道沿いの人家(喫茶店「れんでん」)。この右(南)に接して柳瀬遺跡(地図<2>B附近)がある。昭和59年7月19日撮影, 50ミリレンズ。



写真(5) 地図(12) M地点から, 西(左)~東(右)180度(約)パノラマ。A 枕木山印の「二つ岩」がある。C 延谷山 D 地図(12) I地点(大高丸) E 高丸と称する山(地図<12> 記号Oの東北標高163mの山)。J 長海町井出水路(「大鳥川」の痕跡) M 手角町字堀越の山(地図<1> 記号D附近)と同じ。



写真(6) 地図(1) K(合流点)より東南を望む。矢印の間が地図(1) L地点より始まる第2の堤防。A 地図(10) 木の井堰(写真右端外で見えない)のエプロン。B “下杉戸水路”の現中海出口(地図<1> O)。C 小丸山 撮影データーは写真(2)に同じ。



写真(7) 地図(12) ム地点から北方を望む。A 長見神社(地図<12> Q) B 高平 C 大岐神の峠(地図<12> F) D 忠山(『風土記』墓野山) E 手角町字堀越の山。Eの後の方角に地図(12) G小幸神の峠がある。F 手角町字堀越の山の一部分。撮影データーは写真(1)に同じ。